

1948年インド工場法

[1948年法律第LXIII号：1949年法律第40号、1950年法律第35号、1951年法律第3号、1954年法律第25号、1970年法律第51号、1976年法律第94号、1987年法律第20号¹、1950年ALOにより修正]

(1948年9月23日)

工場における労働を規制する法律を合体し、修正する法律。
工場における労働を規制する法律を合体し、修正することが必要であるため、以下の通り制定する。

第 章：総則

第1条 標題、適用範囲、施行時期

- (1) 本法律を1948年工場法と呼ぶ。
- ² [(2) 本法はインド全域に適用される。³ [xxxx]
- (3) 本法は1949年4月1日から施行される。

第2条 用語の解釈：本法において、主題または文脈が反対である場合を除き、

- (a) 「成人」(adult)とは、年齢18歳を超えた者を意味する。
- (b) 「青年」(adolescent)とは、年齢15歳を超えたが、18歳を超えない者を意味する。
⁴ [(bb) 「暦年」(calendar year)とは、毎年1月1日に始まる12カ月の期間を意味する。
- (c) 「児童」(child)とは、年齢15歳を超えない者を意味する。
⁵ [(ca) 「有資格者」(competent person)とは、本法のあらゆる規定に関連する場合、下記に関して本法の規定の下で、工場で行われるべき試験、調査および検査を実施する目的で、主任監督官(Chief Inspector)が有資格者と認めた個人または機関を意味する。
 - (i) 主任監督官が使用できる人物および施設の資格および経験
 - (ii) 使用できる機関および施設に、かかる試験、調査および検査の実施に関連して雇用された者の資格および経験。ある工場について1人以上の個人または機関を有資格者として認めることができる。
- (cb) 「危険な工程」(hazardous process)とは、別表1に特定する産業に関連するあらゆる工程または活動であって、特別な注意を払わなければ、そこで使用される原材料または中間、最終製品、副産物、廃棄物、廃液などが
 - (i) それに従事するまたは関係する者の健康に重要な障害を与え、
 - (ii) 環境一般を汚染する危険がある場合を意味する。
ただし、州政府は官報の通達によって、別紙第1を同別紙に規定する産業の追加、削除、または変更によって、修正することができる。
- (d) 「若年者」(young person)とは、児童または青年に該当する者を意味する。
- (e) 「日」(day)とは、午前0時に始まる24時間の期間を意味する。

¹ 1987年5月23日大統領の同意を得、1987年5月25日付インド官報別紙に掲載、1987年10月20日S.O.961(E)で施行、1987年12月1日付「現行労働立法」198に掲載(Pt.II, P.97, w.e.f)。ただし新Ss.7-Bおよび41-F、新Sch.IIは1988年6月1日施行。

² 1950年法律命令の適用による旧項目に代わる項目。1970年法律第51号で修正。

³ 同書により「ジャムおよびカシミール州を除く」を削除

⁴ 1954年法律第25号により挿入。

⁵ 1987年法律第20号により挿入。(w.e.f. 1.12.1987)

- (f) 「週」(Week)とは、日曜日午前0時、または工場主任監督官が特定地域について書面で承認した他の日の午前0時に始まる7日の期間を意味する。
- (g) 「動力」(power)とは、電気エネルギーまたはその他のあらゆる型のエネルギーで、機械的に伝導されるものを意味し、人間または動物の力で生成されたものを除く。
- (h) 「原動機」(prime mover)とは、動力を生成し、またはその他提供するあらゆるエンジン、モーター、その他の装置を意味する。
- (i) 「伝導装置」(transmission machinery)とは、原動機の運動をあらゆる機械または装置に伝導し、または受け入れられる、あらゆるシャフト、車輪、ドラム滑車、滑車システム、継ぎ手、クラッチ、駆動ベルト、その他の装置、機器を意味する。
- (j) 「機械」(machinery)とは、原動機、伝導装置、その他すべての装置で、動力を生成、変換、伝導または利用するものを意味する。
- (k) 「製造工程」(manufacturing process)とは、下記のためのあらゆる工程を意味する。
- (i) 使用、販売、輸送、引き渡しまたは処分目的で、あらゆる物品または物質を製造、改造、修理、装飾、仕上げ、梱包、注油、洗浄、清掃、分解、廃棄、その他処理し、または適用する。
- ¹ [(ii) 油、水、下水またはその他の物質のポンピング、または]
- (iii) 動力を生成、変換、または伝導する、または
- ² [(iv) 印刷用の活字を組み、凸版活字印刷、リトグラフ、グラビア印刷、またはその他の同様な工程で印刷し、または製本する。³ または]
- (v) 船舶を建造、再建、修理、改装、仕上げ、または解体する。
- (vi) 物品を冷蔵庫で保存、保管する。
- (l) 「労働者」(worker)とは、あらゆる製造工程、または製造工程に使用される機械または施設の部分の清掃、製造工程または製造工程の対象に付随するまたは関連するあらゆるその他の作業に⁵ [主な使用者の認識の有無を問わず、有給か否かを問わず、あらゆる仲介者(請負業者を含む)によってまたはそれを通じて、直接または間接に雇用されている]者を意味するが、⁶ [連邦軍のメンバーは含まない]。
- (m) 「工場」(factory)とは、あらゆる施設(その行政区域を含む)であって、下記のことを意味する。
- (i) 10人以上の労働者が働いている、または過去12カ月間に10人以上の労働者が働いたことがあり、その一部で製造工程が動力の助けによって行われ、または通常は行われる施設、または
- (ii) 20人以上の労働者が働いている、または過去12カ月間に20人以上の労働者が働いたことがあり、その一部で製造工程が動力の助けなしに行われ、または通常は行われる施設

¹ 1976年法律第94号(w.e.f.26.10.1976)によって(ii)項を「油、水、下水または……のポンピング」とする。

² (iv)項は1954年法律第25号による。

³ (iv)および(v)項に「または」を1976年法律第94号で挿入(w.e.f.26.10.1976)

⁵ 同法により「有給か否かを問わず、直接またはあらゆる仲介人を通じて雇用されている」に代わって。

⁶ 同法により挿入。

ただし、¹ [1952 年鉱山法 (1952 年第 35 号)] の運用対象である鉱山、またはまたは² [連邦軍に属する移動部隊、鉄道機関車、ホテル、レストランまたは食堂] を含まない。
³ [説明 : ⁴ /I/ 本項の目的のために労働者数を計算する場合、⁵ [ある日の異なるグループおよび班 [のすべての労働者を [計算に加えるものとする。]

⁶ [説明 : 本項の目的のために、電子データ処理装置またはコンピュータ装置が施設またはその一部に設置されたという事実だけで、かかる施設またはその一部で製造工程が実施されていないならば、工場と解釈することはできない。]

(n) 工場の「占有者」(occupier)とは、工場の事業について最終的な支配権を持つ者を意味する。

⁷ [xxxxxx]

⁸ [ただし、

- (i) 商会またはその他個人の組合の場合、いずれか 1 人のパートナーまたはメンバーが占有者と見なされる。
- (ii) 会社の場合、取締役の 1 人が占有者と見なされる。
- (iii) 中央政府またはいずれかの州政府、または地域機関が所有する工場の場合、中央政府、州政府、または地域機関によって工場の事業の管理者として任命された 1 人または複数の者が占有者と見なされる。]

⁹ [¹⁰ [さらに] 賃貸借に利用できる乾ドックにおいて修理中または保守作業が行われている船舶の場合、

(1) 下記によって規定されているあらゆる目的について、ドックの所有者が占有者と見なされる。

(a) 6 条、7 条、¹¹ [7A 条、7B 条]、11 条または 12 条

(b) 17 条、同条がドック内または周辺における十分に適切な照明の提供および維持に関連する場合。

(c) 18 条、19 条、42 条、46 条、47 条、または 49 条がかかる修理または保守のために雇用される場合。

(2) 船舶の所有者、その代理人、master 船長、その他の船舶の責任者、またはかかる船舶の所有者、その代理人、船長、その他の船舶の責任者と、修理または保守作業を行う契約を結んでいるあらゆる者は、13 条、14 条、16 条または 17 条 (本但し書きに別途規定する場合を除く) または第 章 (27 条、43 条、44 条、45 条を除く)、第 章、第 章、第 章、第 章、または 108 条、109 条、110 条において、下記に関連して規定されるあらゆる事項の目的について、占有者と見なされるものとする。

(a) 同人により直接にまたは代理店を通じて雇用される労働者、および

(b) かかる所有者、その代理人、船長、その他の責任者または人物により、かかる修理または保守を実施する目的で使用される機械、プラント、施設]

¹ 1954 年法律第 25 号により、「1923 年インド鉱山法 (1923 年第 4 号) 」を置換

² 1976 年法律第 94 号により、「鉄道機関車」を置換

³ 同法により説明を挿入

⁴ 1987 年法律第 20 号により、番号を変更

⁵ 1987 年法律第 20 号 (w.e.f. 1.2.1987) により置換

⁶ 1987 年法律第 20 号により挿入

⁷ 1987 年法律第 20 号 (w.e.f. 1.12.1987) により削除

⁸ 1987 年法律第 20 号により挿入された但し書き

⁹ 1976 年法律第 94 号 (w.e.f.26.10.1976) により挿入

¹⁰ 1987 年法律第 20 号 (w.e.f. 1.12.1987) により置換

¹¹ 1987 年法律第 20 号 (w.e.f. 1.12.1987) により挿入

(o)¹ [xxxxxxxxxxx]

(p) 「規定された」(prescribed)とは、本法に基づき、²[州政府]によって作成された規則によって規定されたことを意味する。

(q) ³ [xxxxxxxxxxxxxxx]

(r) 同種の作業が一日のうちの異なる時間帯に2以上の労働者グループによって遂行される場合、それぞれのグループは⁴[「グループ」または「組」]と呼ばれ、かかる時間帯は「シフト」と呼ばれる。

注

仕立業において縫製された衣服に動力でアイロンをかける作業は、製造工程の不可欠な一部とする。

新しい製品、物品、物質が製造工程から生み出されることは常に必要または不可欠ではない。仕上げまたは装飾のために物品または物質の製造工程において、動力が補助として使用され、またはその他採用される場合、動力は製造工程の不可欠な一部となる。従って、動力が衣服、衣類の縫製に用いられなくても、関係する仕立て業者が動力を使って縫製された衣服の装飾のため、または最終製品としてのそれに美しい概観を与えるためにアイロンを掛け、仕立て業者の営業権を高めることがある。その場合、動力を使って衣服にアイロンを掛けることは、新しい製品が生まれていなくても、製造工程の不可欠な一部である。*E.S.I. Corpn. Hyderabad v. New Empire Tailors & Ors.* 1958 II LLN 101(A.P.H.C)

現場の3つの仮設建築物で15人を超える労働者を掘削および溶接機械の動力による運転に雇用している建設会社は、工場とは見なされない。工場であるためには、労働者は固定された場所において、会社の主要な、支配的な業務に雇用され、図面等を提出することが可能でなければならない。この規定は数時間しか存続しない工場には適用されない。

Simon Carves India Ltd. v. State of Gujarat 1980 APS LC 128

このように定義される工場を構成するためには、次の2つの事項が必要である：(i)その施設で20人以上の者が賃金で雇用され、(ii)施設内で動力の助けによって製造工程が遂行されていなければならない。もちろんこの20人以上の者が常時、製造工程に従事している必要はない。*S.K.Biswas v. E.S.I. Corpn.* 1979 (38) FLR 217

「製造工程」(manufacturing process)の概念：各種の電気器具を使用してキッチンで食品を調製することは2条(k)に定義する「製造工程」を含み、ホテルは「工場」の定義に該当する。*Poona Industrial Hotel Ltd. v. I.C. Sarin* 1980 LIC 100

石油スタンドにおけるサービス・ステーションの活動および石油タンクから動力によって石油を送り出すことは製造工程であり、従って工場法の適用を受け、ESI制度の下に置かれる。*Gateway Auto Servises v. E.S.I. Corporation* 1981 APS LC 46

工場法に基づく工場の登録、ボンベイ店舗施設法に基づく商業施設の登録は、事業と施設を別個の単位とするものではない。会社は工場法に基づいてトロンベイ工場を、またボンベイ店舗施設法に基づいてチャーチゲイト部門を商業施設として登録、それぞれは一つとして取り扱えないと主張した。しかし会社の主張は認められないとの判決であった。特定の法規によって登録が必要であったとしても、登録された会社、事業、産業が会社法の下で法人の登記をしていなければ、別個の法人としては認められない。工場法およびボンベイ店舗商業施設法は規制法規であり、両法律に規定する登録は義務的なものであり、それらの工場または商業施設に雇用される労働者に利益を提供する。*S.G. Chemicals &*

¹ 1987年法律20号により削除(w.e.f. 1.12.1987)

² 1950年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

³ 1950年法律命令改定により削除

⁴ 1987年法律20号により置換(w.e.f. 1.12.1987)

病院のクリーニング部門は工場ではない。

病院の一部として病院で使用するリネンを洗濯するクリーニング部門は、病院の子会社、小規模、または付随的な施設に過ぎない。主要な組織の恒久的または中心的な性質のみを考慮すべきであり、主要な組織が工場ではない場合、その部門はそこで製造工程が実施されていても、工場ではあり得ない。 *Dr. P.S.S. Sunder Rao V. The Inspector of Factories* 1985 LIC 555 (Mad. H.C.)

1987年修正工場法以前における「占有者」は以下のように定義されていた。

工場の「占有者」とは、工場の業務について最終的な支配権を持つ者を意味し、かかる業務が経営代理人に委嘱されている場合には、その代理人が占有者と見なされる。

1987年修正工場法は、この定義のうち、「かかる業務が…」以下「とみなされる」までの部分を削除し、既存の但し書きに代えて新しい但し書きを挿入した。

1948年工場法から上記部分が削除されたのは、会社の業務を経営代理人に委嘱することはできず、会社の所有者または取締役が工場の「占有者」と見なされることを、政府が意図したことを示している。

マハラシュトラ工場規則書式2の10項は、占有者の姓名、住所を記載することを求めている。会社はどの取締役でも工場業務の最終的支配権者とすることができ、その取締役が1948年工場法の2(n)項に規定する「占有者」となることができる。

第3条 一日の時間帯の記載：本法における時間帯の記載はインド標準時で、グリニッチ標準時より5時間半早い。インド標準時が通常用いられていない地域では、¹[州]政府が下記に関する規則を定めることができる。

- (a) 地域の特定
- (b) その地域で通常実施されている地域の標準時
- (c) 地域内のすべての工場でそれを実施することの規定

²[第4条 複数の部門を別個の工場と、または複数の工場を1つの工場と宣告する権限：州政府は³[それ自身で、または占有者によるそのための申請に基づいて]、書面による指示により、さらに⁴[適切と思われる条件に従って]、本法のすべての目的のために、申請において特定された占有者の工場の各種部門または支店を別個の工場として取り扱うこと、または申請において特定された占有者の2つ以上の工場を1つの工場として取り扱うことを、指示することができる。]

¹ 1950年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

² 1954年法律25号により置換

³ 1987年法律20号により挿入(w.e.f. 1.12.1987)

⁴ 1987年法律20号により挿入(w.e.f. 1.12.1987)

¹ [ただし、占有者に意見を表明する機会を与えなければ、州政府は本条に基づく命令を下すことはできない。]

第5条 公共の非常事態の際に免除する権限：あらゆる公共的な非常事態の場合、² [州] 政府は、官報による通達によって、あらゆる工場または工場の等級、種類を、それが適当と考える期間、条件において³ [67条を除き] 本法の全規定の適用から免除することができる。

ただし、かかる通達は1時期に3カ月を超える期間を設定してはならない。

⁴ [説明: 本条の目的において、「公共的な非常事態」とは、インドまたはその領土の一部の安全が、戦争または外部からの攻撃または内部的な反乱等によって、脅かされるような重大な非常事態を意味する。]

第6条 工場の承認、許可、登録：

(1) ² [州] 政府は下記に関する規約 (rule) を制定することができる。

⁵ [(a) 本法の目的のために、工場のあらゆる等級、種類の図面を主任監督官または州政府に提出することを要求し、

⁶ [(aa) 工場の所在地について、および工場またはあらゆる工場の等級または種類の建設または拡張について、² [州] 政府または主任監督官から事前の許可を取得することを要求し、

(b) かかる許可の申請を検討する目的で図面および仕様の提出を要求し、

(c) かかる図面および仕様の内容、およびそれらによって証明される者を規定し、

(d) 工場またはあらゆる工場の等級または種類の登録および許可を要求し、かかる登録および許可、許可の更新の手数料を規定し、

(e) 第7条に規定する通達が与えられなければ、許可は交付または更新されないことを規定する。

(2) ⁷ [(1)項(aa)] に規定する許可申請書に、同項(b)に基づき制定された規約が要求する図面と仕様が添付され、それが書留郵便で⁸ [州] 政府または主任監督官に送付された場合、送付日から3カ月以内に命令が申請者に送付されなければ、その申請に対する許可は交付されたものと見なされる。

(3) ⁹ [州] 政府または主任監督官が現場または工場の建設または拡張、工場の登録または許可に対して許可を交付することを拒否した場合、申請者はかかる拒否から30日以内に、もし抗告した決定が¹⁰ [州] 政府のものである場合には、中央政府に抗告することができる。その他の場合には¹¹ [州] 政府に抗告できる。

説明: 工場のプラントまたは機械が交換され、または規定される限度内におけるプラント、

¹ 1987年法律20号により追加 (w.e.f. 1.12.1987)

² 1950年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

³ 1954年法律25号により挿入

⁴ 1976年法律94号により挿入(w.e.f.26.10.1976)

⁵ 1976年法律94号により挿入(w.e.f.26.10.1976)

⁶ 当初の(a)項を同法により(aa)項に変更

⁷ 1976年工場(修正)法[(a)項]を改訂(w.e.f. 16.10.1976)

⁸ 同法により州(provincial)を置換

⁹ 同法により州(provincial)を置換

¹⁰ 同法により州(provincial)を置換

¹¹ 同法により州(provincial)を置換

機械が追加された場合、¹[その交換または追加がプラントまたは機械の周辺での安全な作業に必要な最低スペースを減らし、または健康に有害な蒸気、熱、粉じん、ヒュームの発生または放出によって環境に悪影響を与えるようなことがなければ]、工場はそのような交換、追加が行われたことのみを理由に、本条の意味において拡張されたとは見なされない。

第7条 占有者による通知

(1) 占有者は施設を工場として占有または使用し始める 15 日前までに、下記の内容の通知を書面で主任監督官に送付しなければならない。

- (a) 工場の名称と状況
- (b) 占有者の氏名と住所

² [(bb) 93 条記載の施設または建物所有者の氏名と住所 (地区を含む)]

- (c) 工場に関する通知を送付する宛先
- (d) 下記の製造工程の内容

- (i) 本法施行期日にすでに存在していた工場の場合、過去 12 カ月間に工場で実施された製造工程
- (ii) すべての工場の場合、今後 12 カ月間に実施される予定の製造工程

³(e) 工場に設置されたまたは設置される予定の総定格馬力、ただし別個の待機プラントの定格馬力を含まない]

- (f) 本法の目的における工場マネジャーの氏名
 - (g) 工場で雇用する予定の労働者数
 - (h) 本法施行期日にすでに存在していた工場の場合、過去 12 カ月間に雇用されていた一日平均の労働者数
 - (i) その他規定される事項
- (2) 本法の範囲に初めて入るすべての施設について、占有者は本法の施行期日から 30 日以内に、(1)項に規定する事項を含む通知を書面で主任監督官に送付しなければならない。
- (3) ある工場が通常は年間 180 営業日以下の期間中に行っていた製造工程を再開する場合、占有者は ⁴[作業開始日の最低 30 日前までに](1)項に規定する事項を書面で主任監督官に送付しなければならない。
- (4) 新しいマネジャーが任命されるたびに、占有者はそのマネジャーが就任した日から 7 日以内に ⁵ [書面の通知を監督官に、写しを主任監督官に] 送付しなければならない。
- (5) 工場マネジャーが任命されない期間、または指名された者がマネジャーの業務を行わない期間、マネジャー代理を務める者、または代理がない場合には占有者自身が本法の目的のための工場マネジャーと見なされるものとする。

⁶ [第7-A条 占有者の一般的義務

- (1) すべての占有者は、実際に可能な限り、すべての労働者が工場で働いている間の安全衛生と福祉を確保しなければならない。
- (2) (1)項の規定の一般性を損なうことなく、かかる義務は下記の事項にも延長される。
- (a) 工場内に安全で健康に対するリスクのないプラントおよび作業システムを導入し、維

¹ 1976 年工場 (修正) 法により挿入 (w.e.f. 26.10.1976)

² 1976 年法律 94 号により挿入

³ 1976 年法律 94 号により項目を置換

⁴ 1949 年法律 40 号により「30 日以内」を置換

⁵ 1954 年法律 25 号により「書面の通知を主任監督官に」を置換

⁶ 1987 年法律 20 号により挿入 (w.e.f 1.12.1987)

持する。

- (b) 物品および物質の使用、取扱い、保管および輸送に関連する安全と健康へのリスク防止のため、工場内を整備する。
 - (c) あらゆる作業中の労働者の安全衛生を確保するために必要な情報、指示、訓練、監督を提供する。
 - (d) 工場内のすべての作業場を安全で健康に対するリスクのない条件に維持し、作業場への出入りについて安全で健康に対するリスクのない手段を確保する。
 - (e) 工場内における労働者のために、安全で健康に対するリスクのない作業環境、および作業中の福祉のために十分な設備、体制を提供、維持または監視する。
- (3) 規定される事例を除き、すべての占有者は作業中の労働者の安全衛生に関する全般的な基本方針、その基本方針を実行するために各時点で施行する組織および体制に関する報告書を作成し、適切な頻度でそれを改訂し、その報告書および改訂版を規定される方法ですべての労働者に通知するものとする。]

¹ [第 7B 条 工場内で使用する物品、物質に関する製造業者等の一般的義務

- (1) あらゆる工場で使用される物品を設計、製造、輸入または供給するすべての者は
 - (a) 妥当に可能な限り、適切に使用した場合に、物品が安全で労働者の健康に対するリスクがないように、設計、製造し、
 - (b) (a)項を効果的に実施するために必要と考えられる試験と検査を行い、または行う体制を作り、
 - (c) 十分な情報が提供されるように必要な、下記を含む措置を取るものとする。
 - (i) あらゆる工場内における物品の使用に関連して、
 - (ii) そのために設計、調査された用途について、
 - (iii) 物品が使用される際に、それが安全で労働者の健康に対するリスクがないようにするあらゆる条件について。

ただし、物品がインド国外で設計または製造されたものである場合、輸入業者は下記の事項を確認する義務を負う。

- (a) 物品がインド国内で製造された場合に適用される基準に適合すること。
 - (b) 国外で物品の製造に適用された基準がインドの基準以上である場合、物品がその基準に適合していること。
- (2) 工場で使用される物品の設計または製造の事業を行うすべての者は、物品の設計対象である労働者の安全衛生に対するリスクを発見し、実際に可能な限りそれを除去または軽減する目的で、必要な研究を行い、または行う体制を取ることができる。
- (3) 上記の(1)および(2)項の規定は、あらゆる者に対して、これら各項の目的のためにその者以外の者が行った試験、検査または研究に依存することが合理的であると考えられる限り、それらの試験等を繰り返すことを義務づけていないと解釈される。
- (4) (1)および(2)項によってあらゆる者に課せられている義務は、その者が行った事業の過程において行われたこと、およびその者の支配下にある事案のみに延長されるものとする。

¹ 1987 年工場（修正）法により挿入(w.e.f. 1.6.1988)

(5) ある者が物品を設計、製造、輸入または供給する際に、かかる物品の利用者から、物品は適切に使用された場合には安全で労働者の安全衛生に対するリスクがないことを、妥当に可能な限り保証するための、誓約に規定されている措置を取る旨の、書面の誓約を得ていた場合、その誓約は物品を設計、製造、輸入または供給した者を、(1)(a)項によって課せられる義務から、その制約の条件に照らして合理的な範囲で、免責する効果を持つものとする。

(6) 本条の目的において、物品を設計、製造、輸入または供給した者が提供した、その物品の使用に関する情報またはアドバイスを無視して、その物品が使用された場合には、その物品は適切に使用されたとは見なされないものとする。

説明：本条の目的上、「物品」(article)には、プラントおよび機械が含まれる。

第 章 監督要員

第 8 条 監督官

(1) ¹[州]政府は、官報における公告により、本法の目的のため規定された監督官の資格を持つ者を監督官に任命し、適当と考えられる地域での業務を割り当てることができる。

(2) ²[州]政府は、官報における公告により、主任監督官を任命することができる。主任監督官は本法に基づき主任監督官に与えられる権限に加えて、州内全域で監督官の権限を行使することができる。

³[(2A) 政府は、官報における公告により、主任監督官を補佐し、公告で規定する主任監督官の権限を行使するために、政府が適当と考える数の主任監督官補佐、共同主任監督官、副主任監督官およびその他の職員を任命することができる。

(2B) (2A)項に基づいて任命されたすべての主任監督官補佐、共同主任監督官、副主任監督官およびその他の職員は、公告に規定する主任監督官の権限に加えて、州内全域で監督官の権限を行使できる。]

(3) 工場または工場で行われている工程または事業、それらに関連する特許または機械類に直接的または間接的な利害関係を持っている、または持つようになった者は、(1)項、(2)項、⁴[(2A)項]または(5)項に基づいて公職に任命されてはならず、もし任命されていた場合には、引き続き公職を維持することができない。

(5) ⁵[州]政府は上記の公告により、適当と考える政府職員を本法のあらゆる目的のために監督官補佐に任命し、それぞれに地域での業務を割り当てることができる。

¹ 1950 年法律命令の調整により「州」(provincial)を置換

² 1950 年法律命令の調整により「州」(provincial)を置換

³ 1976 年法律 94 号で挿入 (w.e.f. 26.10.1976)

⁴ 同法により挿入

⁵ 1950 年法律命令の調整により「州」(provincial)を置換

- (6) 複数の監督官がいる地域では、¹ [州] 政府は上記の公告により、それぞれの監督官が行使する権限を明らかにし、規定された通知を送付する監督官を指定することができる。
- (7) ² [本条に基づいて任命されたすべての主任監督官、主任監督官補佐、共同主任監督官、副主任監督官、監督官およびその他の職員] は、インド刑法 (1860 年 45 号) での公務員と見なされ、州政府が規定する当局に正式に従属するものとする。

注

第 8 条は、州政府が本法の目的を遂行するため、工場監督官として任命する者の氏名を官報で公示すること、州政府は特定の地域内で監督官が履行する義務を監督官に与える裁量権を持つことを規定しているだけである。第 8 条は州政府に監督官の管轄権が及ぶ地域について、特定の公告を行うことを義務づけていない。管轄権を行使する地域を指定されていない監督官は、州内全域でその権限を行使できる。 *P.N. Dubey v. State of U.P.* 1978(37) FLR 334

第 9 条 監督官の権限 このために制定された規定に従い、監督官はそれが任命された地域の中で、次の事項を行うことができる。

- (a) 工場として使用されている、または使用されていると考える理由があるあらゆる場所に、助手 (政府または地方その他の公共機関の職員) ³ [または専門家] とともに立ち入る。
- ⁴ [(b) 施設、プラント、機械、物品、物質等を検査する。
- (c) 身体の傷害、機能障害の有無を問わず、事故や危険事態を調査し、現場その他の場所において調査に必要と思われる人物の証言を得る。
- (d) 工場に関連する公式の登記その他の文書の提出を求める。
- (e) 本法に基づく法律違反が行われたと考える理由のある問題について、必要と考えるあらゆる登記簿、記録、その他の文書、またはその一部を押収し、または写しを取る。
- (f) 占有者に対して、(b)項に基づく検査を行うために必要な限り、あらゆる施設、その一部、その中の事物を (一般的にまたは特定の) 手を触れずに置く指示を与える。
- (g) 必要な計器または機器を携行し、(b)項に基づく検査を行う目的で必要と考える測定を行い、写真を撮影し、記録を取る。
- (h) 施設内で発見された物品または物質が労働者の健康に危険を及ぼしている、または及ぼす可能性があると考えられる場合、それを解体またはあらゆる処理または調査を行うように指示し、(ただし本法の目的のために損傷または破壊することが必要でない限り、それを損傷または破壊せず)、かかる物品または物質またはその一部を保有し、検査に必要な限りそれを保管する。
- (i) 規定されるその他の権限を行使する。]
- ただし、いかなる者も本条に基づいて、自らを有罪とする可能性のある質問に答え、または証言を行うことを強要されないものとする。

¹ 1950 年法律命令の調整により「州」(provincial)を置換

² 1976 年法律 94 号により、すべての主任監督官および監督官を置換 (w.e.f. 26.10.1976)

³ 1987 年法律 20 号により挿入 (w.e.f. 1.12.1987)

⁴ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f. 1.12.1987)

訴状 Cr.P.C.190 条は郵送による訴状の受理を排除していない。工場監督官が判事に対して郵便で送った訴状は有効な訴状である。 *P.N. Dubey v. State of U.P.* 1978 (37) FLR 334

第 10 条 認定工場医

(1) ¹[州]政府は、本法の目的のために適格の医師を認定工場医に任命し、それぞれに地域、工場、工場の等級または種類を割り当てることができる。

(2) 認定工場医は、²[州]政府の承認を得て、適格な医師に本法に基づくその権限を、認定工場医が定める期間、³[州]政府が適切と認める条件に従って、行使させることができる。本法における認定工場医の記述は、このようにその権限を与えられた医師をも意味するものとする。

(3) 工場の占有者となり、または工場または工場で行われている工程または事業、それらに関連する、または工場で使用される特許または機械類に直接的または間接的な利害関係を持っている、または持つようになった者は、認定工場医に任命されず、またはその権限を行使できず、任命または行使が許可された者は引き続きかかる権限を行使できないものとする。

⁴[ただし、州政府は書面の命令により、命令に規定する条件に従い、あらゆる者またはその等級を、工場または工場の等級、種類に関する本項の規定から免除することができる。]

(4) 認定工場医は下記の事項に関連して規定された義務を履行しなければならない。

(a) 本法に基づく若年者の検査と証明

(b) 工場において規定された危険な職務または工程に従事する者の検査

(c) 下記に該当する工場、または工場の等級、種類についての医学的監督の実施

(i) その工場等で実施されている製造工程、またはそこで一般に行われている作業条件の内容に起因すると考えることが合理的である疾病事例が発生している。

(ii) そこで実施されている製造工程もしくは使用されている物質の変更または新しい製造工程もしくは製造工程で使用する新しい物質の採用が原因となって、その製造工程に雇用されている労働者の健康に危害が及ぶ恐れがある。

(iii) 若年者が健康に危害が及ぶ恐れのある作業に従事し、または従事しようとしている。

説明：本条における「適格な医師」とは、1916年インド医学学位法（1916年VII号）別紙、または1933年インド医学審議会法（1933年XXVII号）別紙に規定する、機関によって付与された資格を持つ者を意味する。

¹ 1950年法律命令の調整により「州」(provincial)を置換

² 1950年法律命令の調整により「州」(provincial)を置換

³ 1950年法律命令の調整により「州」(provincial)を置換

⁴ 1976年法律94号により但し書きを挿入

第 章 衛生

第 11 条 清潔

- (1) すべての工場は清潔に維持し、排水、便所、その他の汚物の悪臭がないようにしなければならない。特に
- (a) 作業室、階段、通路などの床、ベンチにたまったゴミ、チリは清掃その他適切な方法で除去し、適当に処分しなければならない。
 - (b) すべての作業室の床は最低週に 1 回、洗浄、必要な場合には消毒薬の使用、その他の効果的な方法で清掃しなければならない。
 - (c) 製造工程中に床がぬれ、それが排水できる場合には、効果的な排水の方法をとり、維持しなければならない。
 - (d) すべての内壁および仕切り、天井、部屋の上部、壁、通路および階段のなど側壁、天井は
 - (i) ¹ [水洗可能な水性塗料以外の塗料で塗装され] またはニス塗装してある場合、最低 5 年に 1 度は再塗装またはニス塗装を行う。
 - { (ia) それらが水性塗料で塗装されている場合、最低 3 年に 1 度は同塗料で塗装し、最低 6 カ月に 1 度は水洗する。 }
 - (ii) それらが塗装またはニス塗装されている場合、またはなめらかな不浸透性の表面を持っている場合、規定された方法で最低 14 カ月に 1 回清掃する。
 - (iii) その他のあらゆる場合、水しゅくいまたは水性塗料を維持し、最低 14 カ月に 1 度、それらで塗装する。
 - ³(dd) すべてのドア、窓枠、その他の金属または木製の枠組み、シャッターは塗装、またはニス塗装を維持し、最低 5 年に 1 度は再度塗装またはニス塗装を行う。]
 - (e) (d)項に規定する工程を行った期日は規定する登録簿に記載しなければならない。
- (2) もし ⁴ [工場または工場の等級または種類、または工場または工場の等級または種類の一部] において行われた作業の性質に照らして、占有者が(1)項の規定のすべてまたはいずれかに適合することができない場合、⁵[州]政府は命令によってかかる工場または工場の等級、種類、または ⁶ [部分] を同項の規定の適用から除外し、工場を清潔な状態に保つために代替りの方法を特定することができる。

第 12 条 廃棄物、廃液の処分

- ⁷ [(1) すべての工場は、そこで実施している製造工程による廃棄物、廃液の処理のために、効果的な方法を取り、それらを無害にし、処分するものとする。]
- (2) ⁸ [州] 政府は(1)項に基づく方法を規定する、または(1)項に基づいて取られた方法について、規定される機関の承認を得ることを義務づける規約を制定することができる。

¹ 1976 年法律 94 号により「塗装された」を置換

² 同法により挿入

³ 1976 年法律 94 号により挿入

⁴ 1976 年法律 94 号により「工場において」に代えて挿入

⁵ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

⁶ 1976 年法律 94 号により挿入 (w.e.f. 26.10.1976)

⁷ 1976 年法律 94 号により挿入 (w.e.f. 26.10.1976)

⁸ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

第13条 換気と温度

(1) すべての工場において、下記の事項を確保するために効果的で適切な措置を講じなければならない。

(a) 外気の循環による十分な換気

(b) 内部の労働者のために適切な快適さの条件を確保し、健康への危害を防ぐための温度特に

(i) このような温度を超えないように、さらにできるだけ低く保つような、壁および屋根の素材と設計とする。

(ii) 工場内で行われる作業が過度に高い温度を出す、またはその可能性がある性質のものである場合、そのような高温を出す工程を作業室から分離し、高温部分を絶縁し、またはその他の効果的な手段によって、労働者を高温から守るために、可能な限り十分な措置を取るものとする。

(2) ¹[州]政府は、工場または工場の等級、種類について十分な換気と適切な温度の基準を設定することができる。さらに州政府は ²[指定された場所および位置において、適切な測定器具を提供し、指定された記録を保存しなければならない。

³(3) 主任監督官が、あらゆる工場における過度な高温が適切な措置の採用によって引き下げられると考えた場合、同監督官は(2)項に基づいて定められた規約を損なわずに、採用すべきだと同人が考える措置を特定した命令書を占有者に送付し、指定した期日までにそれらの措置の採用を義務づけることができる。]

第14条 粉じんとヒューム

(1) すべての工場において、そこで実施されている工程のために、そこで雇用されている労働者にとって有害または不快な性質を持つ粉じん、ヒューム、その他の不純物が発生している場合、それらが有害または不快である範囲において、また大量の粉じんが生じている場合、作業室内でそれを吸入する、またはそれらが蓄積されることを防ぐための効果的な措置を取らなければならない。この目的のために排気装置が必要な場合には、その装置をできるだけ粉じん、ヒューム、その他の不純物の発生源に近い場所に設置し、それらの発生源は可能な限り密閉するものとする。

(2) あらゆる工場において、排気を外部に誘導する装置がない場合には、固定内燃機関を稼働させてはならない。また内燃機関からのヒュームが作業室内で働く労働者に有害である可能性がある場合、そのようなヒュームが室内に蓄積されるのを防止する効果的な措置が取らない限り、室内で内燃機関を運転してはならない。

第15条 人工的加湿

(1) 空気の湿度を人工的に高めている工場について、⁴[州]政府は次の規約を制定することができる。

(a) 加湿の基準を規定する。

(b) 人工的に空気の湿度を高める方法を規制する。

(c) 空気の湿度を測定する試験を正確に実施し、記録することを指示する。

(d) 室内の空気の十分な換気と冷却を確保するために、採用すべき方法を規定する。

(2) 空気の湿度を人工的に高めたあらゆる工場において、その目的で使用する水は公共水道その他の飲料水源から取り、または使用前に効果的に浄化しなければならない。

¹ 1950年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

² 1987年法律20号により置換(w.e.f.1.12.1987)

³ 1987年法律20号により置換(w.e.f.1.12.1987)

⁴ 1950年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

(3) 主任監督官が、(2)項に基づいて効果的な浄化が義務づけられている、工場において湿度を高めるために使用される水が、効果的に浄化されていないと考えた場合、同監督官は採用すべきだと同人が考える措置を特定した命令書を工場マネージャーに送付し、指定した期日までにそれらの措置の採用を義務づけることができる。]

第16条 過度の混雑

- (1) 工場内の各室はそこで働く労働者の健康に有害な程度に混雑してはならない。
- (2) (1)項の一般性を損なうことなく、本法施行日に存在するすべての工場作業室は、そこで雇用されている労働者1人当たり最低¹[9.9立方呎]、本法施行日以後に建設されたすべての工場作業室では²[14.2立方呎]のスペースが必要であり、本項の目的上、作業室床の水準から³[4.2呎]以上高い位置のスペースは考慮されないものとする。
- (3) もし主任監督官が命令書によって要求した場合、工場の各作業室には、本条の規定に従ってその作業室で働くことのできる労働者の最高限度数を規定した通知を掲示しなければならない。
- (4) 主任監督官がいずれかの作業室について、そこで雇用されている労働者の健康上の利益について、本条の規定を遵守することが不要であると判断した場合には、その作業室を本条の規定の適用から免除することができる。その際には同監督官が適切と考える条件を課すことができる。

第17条 照明

- (1) 労働者が働いているかまたは通る工場のあらゆる部分においては、自然または人工またはその両方の十分で適切な照明を提供し、維持しなければならない。
- (2) すべての工場において作業室の照明のためのガラス窓、天窗は、内側、外側ともに汚れがないように保ち、13条(3)項に基づくあらゆる規約と適合する範囲で、障害物がないようにしなければならない。
- (3) すべての工場において、下記事項を防止するために有効な措置を取るものとする。
 - (a) 光源から直接の、または滑らかまたは研磨された表面からの反射によるまぶしさ
 - (b) 労働者の目の疲労または事故リスクの原因となるような影の形成
- (4) ⁴[州]政府は工場または工場の等級、種類およびあらゆる製造工程について、十分で適切な照明基準を規定することができる。

第18条 飲料水

- (1) すべての工場において、雇用されている労働者に便利な場所に、健康によい飲料水を十分に供給する設備を設け、維持するものとする。
- (2) このような設備には、工場に雇用されている労働者の大多数が理解できる言語で「飲料水」と表示し、それらの設備は⁵[洗面所、小便所、汲み取り便所、たんつぼ、下水や汚染物を流す下水路から6呎]以内においてはならない。ただし、主任監督官が書面で承認した場合を除く。
- (3) 250人以上の労働者が雇用されているすべての工場において、温度が高い時期には冷却した飲料水を供給する設備を、効果的な方法で提供するものとする。

¹ 1987年法律20号により置換

² 1987年法律20号により置換

³ 1987年法律20号により置換

⁴ 1950年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

⁵ 1987年法律20号により置換

(4) すべての工場または工場の等級、種類について、¹[州]政府は(1)、(2)および(3)項の遵守のため、および工場における飲料水の供給、配水に関する規定された機関による検査のための、規約を制定することができる。

第 19 条 便所および小便所

- (1) すべての工場において
- (a) 規定された種類の便所および小便所を、労働者が工場にいる間、行きやすい便利な場所に設置しなければならない。
 - (b) 男性と女性には別個の密閉した設備を提供しなければならない。
 - (c) この種の設備では十分な照明と換気を行い、主任監督官が書面で承認した場合を除き、オープンスペースや換気された通路を通じる以外、作業室とは会話ができないようにしなければならない。
 - (d) これらのすべての設備はつねに清潔で清浄な状態に維持しなければならない。
 - (e) 便所および小便所、洗面所の掃除を主な業務とする清掃人を雇用しなければならない。
- (2) 労働者 250 人以上がつねに雇用されているすべての工場では、
- (a) すべての便所および小便所は規定された衛生的なタイプでなければならない。
 - (b) 便所および小便所および衛生ブロックの床と壁は、高さ ²[90 釐]まで、釉薬を掛けたタイル、その他の仕上げを施し、滑らかで磨かれた不浸透性表面を作るものとする。
 - (c) (1)項の(d)および(e)の規定を阻害することなく、上記のように仕上げられた床、壁とブロックの部分、便所および小便所の洗面器は、少なくとも週に 1 回、適当な洗剤、殺菌剤を使用して洗浄し、清潔にしなければならない。
- (3) ³[州]政府は、あらゆる工場において、つねに雇用されている男女の労働者の数に応じて設置すべき便所および小便所の数を規定し、工場の衛生に関するその他の事項を、雇用されている労働者の衛生上の利益に照らして必要と考えられる、労働者の義務を含めて、規定することができる。

第 20 条 たんつぼ

- (1) すべての工場において、便利な場所に十分な数のたんつぼを置き、それらを清潔に、衛生的に維持しなければならない。
- (2) ⁴[州]政府はあらゆる工場に設置すべきたんつぼの種類、数、その場所を規定し、それらの清潔で衛生的な条件の維持に関連する事項を規定することができる。
- (3) 工場においては、何者も所定のたんつぼ以外でたんを吐いてはならず、この規定および違反者に対する罰則を記載した通告を施設内の適切な場所に掲示しなければならない。
- (4) (3)項の規定に違反した行為は 5 ルピー以下の罰金に処せられる。

¹ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

² 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

³ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

⁴ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

第 章 安全

第 21 条 機械類の外囲い

- (1) どのような工場においても、
- (i) 動作部分あるいはフライホイールが機関室にあるか否かにかかわらず、原動機の動作部分と、原動機に接続したフライホイール；
 - (ii) フライホイールおよび水力タービンの導水路と放水路；
 - (iii) 旋盤の主軸台を越えて突出する軸棒の部分；および
- () 以下が位置あるいは構造により、確実に外囲いされた場合と同様に、工場のあらゆる被用者に安全でない限り、
- (a) 発電機、電動機または回転変流機、
 - (b) 伝導装置のあらゆる部分；および
 - (c) 他の機械類のあらゆる危険な部分
- を丈夫な構造のガードで確実に外囲いするものとし、そのガードは囲っている機械類の構成部分が動作中あるいは使用中、¹[常に維持され、その場所に位置してい]なければならない。
- ²[ただし、機械類のどのような部分が位置あるいは構造から、前述のように安全か否かを決める目的では、以下のような時点の状況を考慮してはならない
- (i) 機械類の関係部分が動作中に果たす必要のある検査または活動であって、前述した機械類のどれかの部分を動作中に検査する必要がある時、あるいは検査の結果、動作中に給油または他の調節活動を果たす必要がある時、あるいは
 - (ii) 定められるような工程に使う動力伝導機械類の部分の事例で(工程の実行が継続的性質であり、関係機械類の部分の停止が、その工程を実質的に妨害あるいは妨害する恐れがある)機械類のその部分を動作中に検査を行う必要がある時、または検査の結果、潤滑ベルトの着脱その他の調節作業を果たす必要がある時、またこのような検査あるいは活動が、第 22 条 1 項の規定に即して行われ、または果たされる時]
- (2) ³ [州]政府は規則により、特定の機械類またはその部分につき、必要と考えるその他の予防措置を定めることができ、あるいは定められる条件に従い、労働者の安全確保のため、本条の規定から特定の機械類またはその部分を適用除外できる。

注

第 21 条 2 項は、政府に法律により必要な更なる予防措置を規定するよう求めている。事業主が義務規定である安全措置履行上の怠慢の罪を問われた場合、同人は E.S.I コーポレーションに、その請求された金額を返金する責任がある。

Employees State Insurance Corpn. v. Shree Sitaram Mills Ltd. 1979 (38) FLR 1

第 21 条 1 項() (c) および第 92 条 第 92 条の解釈と第 21 条 1 項() (c) に従い、機械類の危険な動作部分を外囲いする安全措置の不採用に関し、上訴人に下された有罪判決命令は不当とし却下。N.R.Dixit, Manager Vegoils Ltd. v. The State of Mah. & Ors. 1986 I CLR 9.

¹ 1976 年法律 40 号により「位置に維持され」を置換

² 同法により原規定を置換

³ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

第 22 条 動作中の機械類に接し、あるいは近隣での作業

¹(1) 工場において、第 21 条で述べた機械類の部分を動作中に検査する必要がある場合、またはそのような検査の結果、機械類が動作中に以下を実行する必要がある場合

- (a) 第 21 条 1 項但し書き(i)が述べた事例における給油または他の調節作業；
- (b) 前述の但し書き(ii)が述べた事例における給油、ベルト着脱または他の調節作業、このような検査あるいは作業は、特別に訓練され、その氏名が本条のため規定された登録簿にあり、その任命証明書を持つ成人男子労働者が(占有者から供給される)身体に密着する衣服を着けて行い、または果たさなければならず、またその者がこれに従事している間
 - (a) このような労働者は以下の例外の他には、動作中の滑車のベルトを扱ってはならず
 - (i) ベルト幅が 15 センチ以下である；
 - (ii) 滑車が通常、駆動目的であって、単なるフライホイールまたはバランスホイールではない(フライホイールまたはバランスホイールである場合、ベルトは認められない)；
 - (iii) ベルトの接合部が紐打ち、あるいはベルト表面と平滑化されている；
 - () 接合部を含むベルトおよび滑車の手入れが行き届いている；
 - () 滑車と固定した工場設備、あるいは建造物との間に妥当な間隔がある；
 - () 作業者のため、堅固な足場および必要な個所に堅固な握り手が備えてある；
 - () 前述した検査あるいは作業を果たすため用いる梯子が、堅固に固定され、あるいは結び付けられ、もしくは第 2 の人物が支え安定している。]

(b) 本法律の機械類外囲いに関するその他条項を侵害することなく、このような労働者が、そのままでは接触する可能性がある、あらゆる回転シャフト、スピンドル、ホイールあるいは小歯車(ピニオン)およびすべての拍車、ウオームおよび他の歯を立てた、あるいは摩擦によるギアの上の止めネジ、ボルトおよびキー(割りピン)は、接触を防ぐため確実に外囲いされなければならない。

²(2) 女性あるいは若年労働者が、動作中の原動機あるいは動力伝導機械類の清掃、給油、調節で、その機械あるいは隣接した機械の動作中の部分から傷害を受ける危険に曝される恐れがある場合、原動機あるいは動力伝導機械類が動作中に、どのような女性または若年者にも、これら機械の清掃、給油または調節を行わせてはならない。]

(3) ³[州]政府は官報の通達により、あらゆる特定の工場あるいは工場の等級または種類において、機械類が動作中は、その特定部分の清掃、給油あるいは調節を禁止できる。

注

単にひとつの事故が発生しただけで、その事故の原因とされた機械類の部分が危険な部分であるとは言えない。ひとつの機械が危険か否か考慮するに際し、担当労働者側の不注意の有無、およびこの偶然性が起こり得る頻度は考慮されねばならない事柄である。機械類の一部が、もし人間が正常な状況下で合理的に期待される行動を取っている間に傷害を与え得るならば、危険であると呼ばれるだろう。機械の部分が危険か否かの試験は客観的である。問題の機械の特定部分が危険か否かを定めるため答えなければならない疑問とは、もし機械が外囲いされなければ、機械部分の位置および使用法は、日常的な成り行きで危険を生み出す妥当な可能性を持つようなものか否か、である。

Inspector of Factories v. Harishankar Singhania 1977 (34) FLR 145

¹ 1976 年法律 94 号により開始文節および各項目を置換

² 1954 年法律 25 号により(2)項を置換

³ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

第 23 条 危険な機械を扱う作業での若年者の雇用

(1) どのような若年者も本条が適用されるどのような機械でも、彼がその機械から生じる諸危険と、守らねばならない予防措置について十分に教えられ、そして、

(a) その機械で作業しながら十分な訓練を受け終え、あるいは

(b) その機械について徹底した知識と経験を持つ者の適切な監督下に置かれなければならない限り、

¹ [作業を要求され、あるいは容認されないものとする。]

(2) 州政府の意見では、機械が危険な性質を持ち、若年者は前述の要件が順守されない限りそれで働くべきでない場合、(1)項は、² [州] 政府が特定する機械に適用される。

第 24 条 動力遮断用のストライキングギアおよび装置

(1) あらゆる工場において

(a) 動力伝導機械類の一部をなす固定車と空回り車との間の動力ベルトを動かすために、適切なストライキングギアまたはその他の機械的装置を提供、維持、使用し、かかるギア、装置等は動力ベルトが固定車に接近するのを防ぐよう構築され、配備し、維持しなければならない。

(b) 休止中の動力ベルトを動作中のシャフト上にもたれかけ、または懸架してはならない。

(2) あらゆる工場において、緊急時に動力が機械類を駆動しないよう、動力を遮断するための適切な装置を各作業場に備え、維持しなければならない。ただし、本法律の施行前に操業していた工場に関しては、この項の規定は電力を動力に用いている作業場だけに適用される。

³ [(3) 動力を遮断するため工場に設けた装置が、偶発的にその設定を「遮断」から「接続」へ変える恐れのある装置である時は、動力伝導機械類あるいはこの装置を付けた他の機械の偶発的な作動開始を防ぐため、設定を固定する手段を講じなければならない。]

第 25 条 自走機械

あらゆる工場において、自走機械とその搬送する材料の旋回する部分は、もし同機が人の作業のために、または作業とは無関係に通行する空間を通行する場合には、同機の外向け・内向けの旋回部分を、自走機械の構成部分の一部ではない固定構築物から⁴ [45 呎] 以上の距離に維持しなければならない。ただし、主任監督官は本法律の施行以前に設置され、本条の要求に合致しない機械の継続使用を、彼が課すことを適切と考える、安全確保のための条件付きで認めることができる。

第 26 条 新しい機械類の囲い

(1) 本法律の施行後、工場に設置された動力駆動のすべての機械類において

(a) すべての回転シャフト、スピンドル、ホイールあるいは小歯車(ピニオン)上の止めネジ、ボルトおよびキー(割りピン)は、危険防止のために頭を埋め、または覆いを付け、他の方式で効果的に防護しなければならない。

(b) すべての平歯車、ウオームおよび他の歯によるまたは摩擦による歯車で、動作中に頻繁な調節を必要としないものは、その位置が完全に蔽いを施したと同様に安全である場合を除き、完全に被覆しなければならない。

¹ 1987 年法律 20 号により置換(w.e.f. 1.12 1987)

² 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

³ 1976 年法律 94 号により挿入 (w.e.f. 26.10.1976)

⁴ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f. 1.12 1987)

(2)¹[1 項、あるいは 2 項の下で定められたどのような規則も] の条項に合致しない動力駆動機械類を、工場で使用するため販売あるいは賃借による賃貸し、または販売者もしくは賃借者の代理人として、売却あるいは賃貸を実現または斡旋した者は、3 ヶ月以下の禁固または 500 ルピー以下の罰金、もしくはその双方に処せられるものとする。

² [(3) 州政府は、どのような特定の機械あるいは機械の等級または種類の、どのような他の危険な部分に関しても、さらなる安全措置を規定する規則を定めることができる。

第 27 条 開棉機近くでの女性および児童の就労禁止

女性あるいは児童は、開棉機が動作している綿花圧縮工場のどのような部分にも雇用してはならない。ただし、もし開棉機の給棉口が、放出口とは別の屋根の高さあるいは監督官が個々の事例に従い文書で特定した高さに達した仕切りで区切った別室にあるならば、女性と児童は給棉口が位置する仕切り側で就労できる。

第 28 条 ホイスト(貨物昇降機)およびエレベータ

- (1) あらゆる工場で (a) あらゆるホイストとエレベータは
- (i) 良好な機械構造、堅固な材質、妥当な強度で、
 - (ii) 適切に維持され、少なくとも 6 ヶ月に 1 回、有資格者によって入念に検査され、あらゆるこれら検査に関し規定された細目を含む登録簿を保持しなければならない。
- (b) あらゆる貨物上げ下ろし口とエレベータ通路は、戸口を取り付けた囲いで保護し、またホイストあるいはエレベータおよびすべての囲いは、人または物品がホイストまたはエレベータの一部と固定構築物もしくは可動部分との間に挟まれないよう、構築しなければならない。
- (c) 安全最大荷重はあらゆるホイストあるいはエレベータに明白に表示し、またそのような荷重よりも大きな荷重を運搬してはならない。
- (d) あらゆるホイストあるいはエレベータの乗客用ケージは、乗降のため出入できる側面に、それぞれ戸口を備えなければならない。
- (e) (b) 項あるいは (d) 項に述べた戸口は、ケージが乗降場にある時以外には戸口が開かず、また、戸口が閉まらない限りケージが動かないことを確実にする連動装置または他の効果的装置を設けなければならない。
- (2) 以下の追加規定は、本法律の施行後に工場に設置あるいは再構築された人運搬用のホイストおよびエレベータに適用する。
- (a) ケージが索または鎖で維持される場合、それぞれ独立してケージおよび平衡重しと接続した最少限 2 條の索または鎖がなければならず、各々の索あるいは鎖はその付帯物とも、最大荷重を伴うケージの全重量を運搬可能でなければならない；
 - (b) 索、鎖あるいは付帯物が破損した際、最大荷重を伴うケージを維持できる効果的装置を備え、維持しなければならない；
 - (c) ケージが定位置を過ぎて止まるのを防ぐため、効果的な自動装置を設け、維持しなければならない。
- (3) 主任監督官は、本法律の施行前に工場に設置され、(1) 項の規定に全面的に適合しないホイストまたはエレベータに関し、監督官が安全確保のために課すことが適切と考える条件を付け、その継続使用を認めることができる。

¹ 1954 年法律 25 号により「(1) 項」を置換

² 同法により(3)項を置換

(4)¹ [州]政府は、もしホイストあるいはエレベータのあらゆる等級または種類に関して(1)項および(2)項の規定の実施が合理的でないと考えた場合、命令によりそのような規定をこれらホイストまたはエレベータの等級または種類に適用しないことを指示できる。

² [説明 本条の目的では、プラットフォームあるいはケージを持たず、その方向または動作が単数または複数のガイド(滑り座)で制限されない、巻き上げ機械あるいは装置は、ホイストまたはエレベータと見なされない。]

³[第 29 条 巻き上げ機械、鎖、索および巻き上げ滑車装置

(1) あらゆる工場において、人、荷物、原材料を上げ、降ろす目的を持つ、ホイストおよびエレベータ以外のあらゆる巻き上げ機械、鎖、索および巻き上げ滑車装置は、以下の規定に従わなければならない：

(a) あらゆる巻き上げ機械および鎖、索あるいは巻き上げ滑車装置の、固定または可動の動作ギアを含むすべての部分は；

(i) 良好な構造、堅固な材質、妥当な強度で、また欠陥なく；

(ii) 適切に維持され、

(iii) 少なくとも 12 月に 1 回、あるいは主任監督官が文書で特定する間隔で、有資格者によって入念に検査し、これらの検査に関し規定された細目を含む登録簿を保持しなければならない。

(b) 検査目的以外には、どのような巻き上げ機械もしくは鎖、索、巻き上げ滑車装置も安全最大荷重を越えて積荷してはならない。この安全最大荷重は識別標識とともに明白にそれらに掲示され、定められた登録簿に正しく記載されるものとし、それが実行不可能な場合には、使用中のあらゆる種類および規模の巻き上げ機械もしくは鎖、索、巻き上げ滑車の安全最大荷重を示す表を構内の目立つ場所に掲示しなければならない。

(c) 天井クレーンの車輪走路に接し、あるいは近く、クレーンに打たれる可能性がある場所に人が雇用され、または働いている間は、クレーンがその場所から⁴[6 呎]以内に接近することを防ぐ効果的な措置を取らなければならない。

(2) 州政府は工場で使用されるあらゆる巻き上げ機械、または鎖、索、巻き上げ滑車についても、規則を作り

(a) 本条に定めた要件に加え、順守しなければならない要件を定めることができる。

(b) 州政府の見解で、そのような順守が不必要または現実的でないとする、本条のすべて、あるいはどれかの要件順守免除を設けることができる。

(3) 本条の目的では、もし検査対象部分の安全に関して信頼できる結論に達するため、目視検査が必要に応じて、他の手段および一部のギアの解体で補完され、状況が許す限り注意深く実施された場合には、巻き上げ機械あるいは鎖、索、巻き上げ滑車が入念に検査されたものと見なされる。

説明：本条で、(a)「巻き上げ機械」とはクレーン、ウィンチ台車(クラブ)、ウィンチ、プーリ・ブロック、三叉起重装置、搬送機、または斜路を意味する。

⁵(b)「巻き上げ滑車」とは鎖、スリング、ロープスリング、フック、シャックル、回転カップリング、ソケット、クランプ、トレーまたは類似装置で、諸昇降機械が固定か可動にかかわらず人あるいは荷物の昇降に使用するもの。]

¹ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

² 1987 年法律 20 号により挿入 (w.e.f 1.12 1987)

³ 1954 年法律 25 号により 29 条を置換

⁴ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

⁵ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

第30条 回転機械類

(1) 研削工程が行われる¹ [あらゆる工場では、]あらゆる砥石盤または研磨盤の安全作業回転速度の最大値、盤を装着した主軸または支軸速度、およびそのような安全作業回転速度を確保するため必要なシャフトまたはスピンドル上のベルト滑車の直径を示す注意を、各機械に恒久的に固定し、または近くに置くものとする。

(2) (1)項に述べた注意に示される速度を越してはならない。

(3) あらゆる工場において、動力により駆動されるすべての回転容器、ケージ、バスケット、フライホイール、プーリ、ディスク、または類似の機器の安全作業回転速度を確保するため、効果的な措置を講じなければならない。

第31条 圧カプラント

² [(1)どのような工場も、その工場設備、機械類またはその部分が大気圧を超える圧力下で動作している場合、そのような工場設備、機械類またはその部分の安全な作業圧力を確保するため、効果的な措置を講じなければならない。]

(2)³ [州]政府は規則を定めて、(1)項に述べた工場設備あるいは機械類の検査および調査を設け、またこれに関し、同政府があらゆる工場または工場の等級もしくは種類で必要と考える他の安全措置を規定できる。

⁴ [(3)州政府は規則により、同規則に定められる条件に従い、(1)項に述べたあらゆる工場あるいは機械類のあらゆる部分を、本条の条項から適用除外できる。

第32条 床、階段および接近手段

あらゆる工場において

(a) すべての床、段差、階段、通路および渡り板は、堅固な構造で適切に維持され⁵ [また妨害物または滑りやすい物体でないものにする。] また、安全を確保するため必要な場合は、段差、階段、通路および渡り板は実質的な手すりを設けなければならない。

(b) 合理的に実行可能な限り、どのような時にも人が作業を求められるすべての場所へ至る通路に、安全な接近手段を講じなければならない。

⁶ [(c)どのような人でも、彼が落下する可能性がある高所で働かなければならない時、合理的に実行可能な限り、外囲いあるいは他の方法で、このように働く人の安全確保のため、方策を講じなければならない。]

第33条 ビット、排水溜め、床の開口部等

(1) あらゆる工場において、固定容器、排水溜め、貯蔵槽(タンク)、ピットまたは地上もしくはは床上の開口部であり、その深さ、位置、構造または内容のため、危険源であるか、危険源となり得るものは確実に蓋するか、もしくは確実に外囲いしなければならない。

(2)⁷ [州]政府は、命令書により、定められた規定に従って、いかなる工場あるいは工場の等級または種類をも、あらゆる容器、排水溜め、タンク、ピットまたは開口部について、本条の規定から適用除外できる。

第34条 過大な重量

(1) 工場では、重量が大きく人に傷害を与える可能性のある荷を持ち上げ、運搬あるいは移動するため、人を雇用してはならない。

¹ 1987年法律20号により置換(w.e.f.1.12.1987)

² 1987年法律20号により置換(w.e.f.1.12.1987)

³ 1950年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

⁴ 1976年法律94号で挿入(w.e.f.26.10.1976)

⁵ 1976年法律94号で挿入(w.e.f.26.10.1976)

⁶ 1987年法律20号により置換(w.e.f.1.12.1987)

⁷ 1950年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

(2) ⁸[州]政府は、工場あるいはあらゆる等級または種類の工場、もしくは定められた工程の実施に雇用された成人男性、成人女性、未成年者および児童により、持ち上げ、運搬あるいは移動を許される最大重量を規定する法律を制定することができる。

第 35 条 目の保護

いかなる工場においても、そこで実行されている製造工程が、以下に記載するような危険な工程を伴う場合、¹ [州]政府は、命令により、効果的な幕(スクリーン)あるいは適切な保護眼鏡(ゴーグル)を、その工程に就労し、またはその直近にいる人々の保護のため提供するように要求できる。

- (a) 工程進行中に飛散する粒子あるいは破片から、目を傷つける危険性、または
- (b) 過度な明るさへの曝露のため、目に対する危険性。

²[第 36 条 危険なヒューム、ガス、その他に対する予防措置

(1) いかなる人も、工場において何らかのガス、ヒューム、蒸気あるいは粉塵が、それに取り巻かれた人に危険を及ぼしかねない程度まで存在するチェンバー、タンク、ピット、パイプ、煙道または他の閉鎖された部屋には、それが適切な大きさのマンホールあるいは他の効果的な退室手段が設けられていない限り、入室を要求され、もしくは容認されないものとする。

(2) (1)項に述べた、あらゆる閉鎖された室には、そこに存在するあらゆるガス、ヒューム、蒸気または粉塵を除去するすべての実行可能な措置が講じられ、その水準が許容される限度以内に引き下げられ、このようなガス、ヒューム、蒸気、粉塵の浸入を防止し、また次により満たされるまで、いかなる人も入室を要求され、もしくは容認されてはならない。

- (a) 有資格者により証明書が、その者自身による調査に基づき、その空間は危険なガス、ヒュームまたは粉塵から合理的に無縁であるとして与えられた場合；または
- (b) その人が、適切な呼吸装置と、ロープを確実に取り付け付けたベルトを体に付け、ロープの他の端を閉鎖された室の外にいる者が保持している場合。]

³[第 36A 条 携帯電灯の使用に関する予防措置

あらゆる工場において、

- (a) 電圧 24 ボルトを超える携帯電灯あるいは他の電気装置は、チェンバー、タンク、大桶、ピット、パイプ、煙道あるいは他の閉鎖された空間で、⁴ [適切な予防装置が供されない限り]使用してはならない。そして
- (b) 可燃性ガス、ヒュームあるいは粉塵が、チェンバー、タンク、大桶、ピット、パイプ、煙道または閉鎖された空間にある可能性があれば、耐圧防曝構造以外のランプもしくは照明は、その内部での使用を認めてはならない。]

第 37 条 爆発性あるいは可燃性の粉塵、ガス等

(1) 工場のあらゆる製造工程で、粉塵、ガス、ヒュームまたは蒸気を作り、その性質と規模が引火すれば爆発を起こしかねない場合には、爆発防止のため実行可能なあらゆる措置を、次により、講じなければならない。

- (a) その工程で使う工場設備または機械類の効果的な囲い込み；

⁸ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

¹ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

² 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

³ 1976 年法律 94 号により挿入 (w.e.f. 26.10.1976)

⁴ 1987 年法律 20 号により挿入 (w.e.f 1.12 1987)

- (b) そのような粉塵、ガス、ヒュームあるいは蒸気蓄積の除去もしくは防止；
 - (c) あらゆる可能な着火源の排除あるいは囲い込み。
- (2) いかなる工場でも(1)項に述べたような工程で使われる設備あるいは機械類が、前述の爆発が生む可能性がある圧力に耐えないならば、設備あるいは機械類に抑制装置、圧力緩衝装置、圧力放散口または他の装置を設け、爆発の広がりや影響を限定するため実行可能なあらゆる措置を講じなければならない。
- (3) 工場において、工場設備あるいは機械類の部分が、爆発性ガスまたは大気よりも高圧の可燃性ガスもしくは蒸気を含んでいる場合、以下の規定に従わずにその部分を開いてはならない：
- (a) その部分に接続したパイプ接合部あるいはその部分への開口部カバー接合部を緩める前に、パイプ部分へのガスまたは蒸気の流れを、ストップバルブその他の手段で停止しなければならない；
 - (b) 前述の接合部を取り除く前に、その部分あるいはパイプ内のガスまたは蒸気の圧力を大気圧までに減らすため、すべての実行可能な措置を講じなければならない；
 - (c) 前述の接合部が緩められ、あるいは取り除かれる場合、接合部が閉められ、または確実に交換されるまでは、爆発性または可燃性ガスもしくは蒸気がその部分のパイプに入らないよう、効果的措置を講じなければならない。ただし、この項の規定は、屋外に設置された工場設備あるいは機械類には適用しない。
- (4) 何らかの爆発性あるいは可燃性物質を含む、または含んでいた工場設備、タンクもしくは容器は、いかなる工場においても、そのような物質および、それが発生するヒュームをまず除去するか、または物質を非爆発性または非可燃性とするまで、熱を伴う溶接、蟻付け、ハンダ付けもしくは切断の作業を行ってはならない。また作業後、引火の危険性を防ぐため、このような物質は金属が十分に冷えるまで、設備、タンクあるいは容器に入れてはならない。
- (5)¹ [州]政府は規則をもって、あらゆる工場、あるいは工場の等級または種類をも、定められる条件に従い、本条のどの規定もしくは、そのすべてから適用除外できる。

2 [第 38 条 火災時の予防措置

- (1) あらゆる工場において、構内、構外とも火災の発生と延焼を防止し、また以下を備え、維持して、すべての実行可能な措置を講じなければならない。
- (a) 火災発生の際、すべての人々の安全な脱出手段、および
 - (b) 消火に必要な機材および施設。
- (2) あらゆる工場において、すべての労働者は、火災時の脱出手段を熟知し、そのような事態に取る手順について適切に訓練されていなければならない。
- (3) 州政府は、あらゆる工場あるいは工場の等級または種類についても、(1)項 および(2)項の規定を効果的にするため採用する諸処置を要求する規則を定めることができる。
- (4) (1)項(a)または(2)項の内容にかかわらず、主任監督官は工場で行っている作業内容、建築構造、人命または安全への危険性、もしくは他の状況に照らし、もし、その工場が備えた 1 項(a)または 2 項の目的に沿う、規定されあるいは未規定の諸措置は不十分である、と考えるならば、同監督官は、命令書により、合理的で必要と考える追加的措置を命令に示した期日まで設けるよう要求できる。

第 39 条 欠陥部分の規格または安定性調査を要求する権限

もし監督官が工場における建物あるいは建物の部分、または工場の諸通路、機械類もしくは

¹ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

² 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

は工場設備のあらゆる部分かを見て、その状態に人命または安全に危険性がある、と考えたならば、監督官は、工場の³ [占有者または支配人もしくはその両者]に命令書を渡して、定められた期日までに以下を要求できる

- (a) そのような建物、諸通路、機械類、工場設備が安全に使用できるか否かを決定するため必要になる図面、規格および他の細目、または
- (b) 命令で特定される方法による調査の実施と、監督官へのその結果報告。

第 40 条 建物および機械類の安全

(1) もし監督官が工場の建物または建物の部分、あるいは諸通路、機械類、作業場の何らかの部分を見て、その状態は人命または安全に危険である、と考えたならば、監督官は、採用しなければならない、と考える諸措置を特定し、定めた期日までに、それらの実施を要求する命令書を工場の¹ [占有者または支配人もしくは両者に]渡すことができる。

(2) 監督官の見るところ、建物または建物の部分、あるいは工場の諸通路、機械類、作業場の何らかの部分の使用が人命または安全に差し迫った危険を含んでいるならば、監督官は工場の² [占有者または支配人もしくは両者に]命令書を渡し、適切に修理または変更されるまで、その使用を禁じることができる。

3[第 40-A 条 建物の維持 監督官が工場の建物または建物の部分が修理不足により著しく破損し、労働者の健康と福利厚生に有害な状態につながる可能性があるとした場合、監督官は工場の占有者または支配人もしくは両者に命令書を渡し、監督官が採用しなければならない、と考える諸措置を特定し、命令に記した期日までに実施するよう要求できる。

第 40-B 条 安全管理者

- (1) あらゆる工場において、
 - (i) 1000 人または、それ以上の労働者が日常的に雇用され、あるいは
 - (ii) 州政府の見解では、工場で製造工程または製造活動が遂行されており、その被用者に身体的傷害または中毒、疾病もしくはその他の健康に対するリスクを伴う製造工程または製造活動が行われていれば、工場の占有者は、州政府が官報の通達で要求した場合、通知が示した人数の安全管理者を雇わなければならない。
- (2) 安全管理者の責務、資格および勤務条件は、州政府の定め通りとする。

第 41 条 本章の補足規定を作成する権限

⁴[州]政府は、工場あるいは工場の等級または種類について、その被用者の安全を確保するため、それがさらに必要である、と考える⁵[機器および措置]の設置・採用を要求して、規則を定めることができる。

6 [第 -A 章 危険な工程にかかわる規定

第 41-A 条 立地査定委員会の構成

³ 1976 年法律 94 号により「マネジャー」を置換

¹ 1976 年法律 94 号により「マネジャー」を置換

² 1976 年法律 94 号により「マネジャー」を置換

³ 1976 年法律 94 号により挿入 (w.e.f 26.10.1976)

⁴ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

⁵ 1976 年法律 94 号により機器を置換 (w.e.f. 26.10.1976)

⁶ 1987 年法律 20 号により挿入。ただし 41F 条は (w.e.f 1.6. 1988) から発効

- (1) 州政府は、危険な工程にかかわる工場の当初設置場所の許可申請、または、そのような工場の拡張許可申請を検討するさい、政府に助言する目的で立地査定委員会を組織でき、その構成は次の通りとする
- (a) 委員長職につく州の主任監督官
 - (b) 中央政府が 1974 年水(汚染の防止および管理)法(1974 年法律第 6 号)第 3 条の下に任命した水汚染防止管理中央委員会の代表者 1 名、
 - (c) 1981 年大気(汚染防止管理)法(1981 年法律第 14 号)第 3 条で言及された大気汚染防止管理中央委員会の代表者 1 名、
 - (d) 1974 年水(汚染の防止および管理)法(1974 年法律第 6 号)第 4 条の下に任命された州委員会の代表者 1 名、
 - (e) 1981 年大気(汚染防止管理)法(1981 年法律第 14 号)第 5 条で言及された州大気汚染防止管理委員会の代表者 1 名、
 - (f) 州環境局の代表者 1 名、
 - (g) インド政府気象庁の代表者 1 名、
 - (h) 労働衛生分野の専門家 1 名、
 - (i) 州政府の市町村計画部の代表者 1 名、および州政府が略式任命できるその他 5 名以下の委員、これらは
 - (i) 工場に関係ある危険な工程に特別な知識を持つ科学者 1 名、
 - (ii) 工場が立地する場所に管轄権を持つ地方当局の代表者 1 名、
 - (iii) 州政府が適切と考える、3 名以下のその他の人々。
- (2) 立地査定委員会は危険な工程を含んだ工場の設置申請を検討し、定められた様式による設置申請受付後 90 日以内に、その勧告を州政府に行わねばならない。
- (3) 何らかの工程が、中央政府の所有または支配する工場、あるいは中央政府が所有または支配する公社又は企業が所有または支配する工場にかかわる場合、州政府は立地査定委員会の委員に中央政府が指名した代表者 1 名を略式任命する。
- (4) 立地査定委員会は、危険な工程を含む工場の建設あるいは拡張を申請するものから、あらゆる情報を要求する権限を持つ。
- (5) 州政府が危険な工程を含む工場の建設あるいは拡張申請に許可を与えた場合、申請者が 1974 年水(汚染の防止および管理)法(1974 年法律第 6 号)および 1981 年大気(汚染防止管理)法(1981 年法律第 14 号)により設置された中央委員会あるいは州委員会から重ねて許可を得る必要はない。

第 41-B 条 占有者による情報公開義務

- (1) 危険な工程にかかわる工場の占有者は、健康へのリスクおよび、製造、輸送、貯蔵あるいはその他の工程での、原材料または物質への曝露もしくは、その取り扱いから生じるリスクの防止措置を含め、リスクに関する一切の情報を、定められた方法に従い、被用者、主任監督官、工場設置場所を管轄する地方当局および近隣の公衆に公開しなければならない。
- (2) 占有者は、危険な工程を含む工場の登録時に、そこで雇用された被用者の健康と安全に関する詳細な方針を策定し、その方針を主任監督官および地方当局に明かし、また、その後、定められた期間ごとに、この方針に加えたあらゆる変更を両者に伝えねばならない。
- (3) (1)項で提供された情報は廃棄物の量、規格その他の特徴、および処分方法につき、正確な情報を含まねばならない。
- (4) あらゆる占有者は、主任監督官の許可を得て、その工場のため現場緊急計画および詳細な災害防止措置を策定し、事故発生の際に取らなければならない安全措置を同工場に雇

用された労働者と、工場近隣に居住する公衆に周知しなければならない。

- (5) あらゆる工場占有者は、
- (a) このような工場が、1987年工場(修正)法(1987年法律第2号)の施行に際して、危険な工程を行っていたならば、その施行の30日以内に、また
- (b) このような工場が、施行後のあらゆる時期であっても、危険な工程に従事しようと望んでいるならば、そのような工程開始前の30日以内に、主任監督官に定められた様式、方法でその工程の性質と細目を通知しなければならない。
- (6) 占有者が(5)項の規定に違反した場合、その占有者は、本法律の条項により工場占有者があらゆる処罰を受けるかにかかわらず、(6)項によりその工場に発給された許可の取り消しを免れない。
- (7) 危険な工程を含む工場の占有者は、主任監督官の事前承認を得て、工場構内における危険物質の取り扱い、使用法、輸送および貯蔵と、このような物質の工場構外での廃棄のため諸措置を策定し、労働者および近隣に居住する公衆の間で定められた方法に従って公表しなければならない。

第41-C条 危険な工程に関する占有者に特定な責任

危険な工程を含む工場のあらゆる占有者は

- (a) 製造あるいは輸送、取り扱い、貯蔵する化学的または中毒性、その他の有害物質に曝露される工場労働者の正確で最新の健康記録、あるいは事例により医療記録を維持し、このような記録は定められる条件に従い、関係労働者に入手可能でなければならない。
- (b) 危険な物質の取り扱いに資格と経験を持ち、工場内での取り扱いを有能に監督し、労働者防護に必要なすべての便益を職場で提供できる者を任命しなければならない。ただし、このように任命された者の資格および経験につき、疑問が生じた場合、主任監督官の決定が最終的なものとされる。
- (c) あらゆる労働者の検診を次により行わなければならない。
- (i) このような労働者が、危険な物質の取り扱い作業、または危険な物質を用いる作業に配置されるのに先立ち、
- (ii) このような労働者が、その仕事を継続中、および、その仕事から解かれた後、定められた方法で12ヶ月を超えない間隔。

第41-D条 調査委員会を任命する中央政府の権限

- (1) 中央政府は、危険な工程に従事する工場にかかわる異常事態の発生に際し、調査委員会を組織して同工場で励行されていた健康安全基準を調査できる。その意図するところは、同工場その他での同様な異常事態再発を防止するため、工場雇用労働者の健康・安全のため定めた措置または基準の不履行または無視の諸原因を解明し、あるいは不履行または無視によって被害し、または被害の可能性のある一般公衆を特定することである。
- (2) (1)項により組織された委員会は委員長と他の2名で構成、同委員会の権限および構成員の任期は、状況の必要性に応じて中央政府が決定する。
- (3) 委員会の勧告は、助言的性格のものとする。

第41-E条 緊急時の基準

- (1) 中央政府は、危険な工程あるいは、その種別に関して安全基準がまったく規定されていない、または規定された基準が不適切である、と確信した場合、工場諮問サービス・労働機関長官、あるいは危険な工程での安全基準にかかわる事柄を専門とする機関に指示して、危険な工程に適切な基準を施行するため緊急時の規準を策定させることができる。
- (2) (1)項により策定された緊急時の基準は、本法律の下に作られた規則に一体化されるま

で執行可能であり、本法律の下に作られた規則と同じ効力を持つものとする。

第 41-F 条 化学物質および毒性物質への曝露許容限界

- (1) 工場の製造工程(危険か否かにかかわらず)における化学物質および中毒性物質への曝露の許容できる最大限の閾値は、別表 2 に示す値とする。
- (2) 中央政府はいつでも、この分野の専門機関あるいは専門家から得た化学的証拠に効果を与えるため、官報の通達により、別表 2 に適切な変更を加え得る。

第 41-G 条 安全管理への労働者の参加

- (1) 占有者は、危険な工程が行われ、あるいは危険な物質が使用または取り扱われている工場で、作業中の適切な安全と健康を維持し、このため取られた諸措置を定期的に検討する上で、労働者・経営者間の協力を促進するため、労働者および経営者から同数の代表者で構成する安全委員会を設置しなければならない。ただし州政府は文書による命令で理由を記録し、工場または各等級の工場の占有者にこのような委員会設置の適用を除外できる。
- (2) 安全委員会の構成、その構成員の任期および権利・義務は、別に定められるところによる。

第 41-H 条 切迫した危険を警告する労働者の権利

- (1) 工場に雇用され危険な工程に従事する労働者が、彼らの生命あるいは健康に切迫した事故による危険可能性がある、と合理的な懸念を持った場合、労働者たちはこれを占有者、代理人、支配人、あるいは工場または工程に責任を持つあらゆる者に直接、あるいは安全委員会の労働者代表を通じて伝え、同時に監督官へその知らせを届けることができる。
- (2) このような占有者、代理人、支配人あるいは工場または工程の責任者は、そのような切迫した危険があると確信すれば、直ちに是正措置を取り、速やかに、もっとも手近な監督官に是正措置を報告する義務を負う。
- (3) (2)項の占有者、代理人、支配人あるいは工場または工程の責任者が労働者の懸念する切迫した危険の存在を確信しなかった場合にも、その者は問題を速やかにもっとも手近な監督官に報告し、切迫した危険の存在問題に関し最終的な解決を委ねるものとする。

第 V 章 福利厚生

第 42 条 洗淨設備

- (1) あらゆる工場において
 - (a) 妥当で、適切な洗淨用設備を工場内の労働者による使用のため備える。
 - (b) 別個で妥当に仕切られた設備を男性および女性の労働者のため設ける。
 - (c) このような設備は、接近が便利で、清潔に保たなければならない。
- (2)¹ [州] 政府は、あらゆる工場あるいは工場の等級または種類、またはあらゆる製造工程についても、妥当で適切な洗淨用設備基準を定めることができる。

第 43 条 衣類の保管および濡れた衣類の乾燥設備

- ² [州] 政府は、いかなる工場あるいは工場の等級または種類についても、作業時間中に着用しない衣服の保管と、濡れた衣服を乾燥させるため適切な場所をそこに備えるよう求める規則を定めることができる。

¹ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

² 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

第44条 座るための設備

- (1) あらゆる工場において、立位の作業を義務付けられた労働者全員のため、彼らが作業中に着座できる機会を活かせるよう、着座に適する設備を設け、維持しなければならない。
- (2) 主任監督官が、工場で特定の製造工程に従事し、あるいは特定の室で働く労働者がその作業を腰掛けて能率的に行えると考えれば、主任監督官は命令書により、工場占有者に定められた日までに、すべての労働者に実施可能な着座用の設備の提供を要求できる。
- (3)³ [州] 政府は官報の通達により、(1)項の規定は特定の工場あるいは工場の等級、種類または、特定の製造工程には適用されないことを宣言できる。

第45条 応急手当用具

- (1) あらゆる工場においても、定められた内容物を備えた応急手当用の箱または戸棚を、全作業時間を通じ容易に手が届くよう、提供・維持しなければならない。また、提供・維持される応急手当箱あるいは戸棚の数は、工場に常時⁴ [時刻を問わず] 雇用されている労働者150人当たり1個を下回ってはならない。
- ⁵ [(2) 応急手当箱または戸棚の中には、定められた内容物以外は何も保存してはならない。]
- (3) 各応急手当箱あるいは戸棚は、⁶ [州政府が認めた応急手当治療証明書を持ち] 工場の作業時間を通じて常に役立つ別々の、責任ある者の管理下に置くものとする。
- ⁷ [(4) 500人以上の労働者が⁸ [通常、雇用されて] いるあらゆる工場においては、定められた機器を備え、定められるような医療および看護要員の監督下に置かれた、定められた規模の救護室を備え、維持しなければならない。⁹ [また、これら機器は工場の作業時間を通じ、常に、役立つねばならない。]

第46条 食堂

- (1)¹⁰ [州] 政府は、通常、250人以上の労働者が雇用されている、あらゆる特定された工場においても、1ヶ所の食堂、あるいは複数の食堂を労働者による利用のため設けなければならない、と求める規則を定めることができる。
- (2) 前記の権限の一般性を損なうことなく、そのような規則は以下を規定できる。
- (a) その食堂を備えなければならない期限；
- (b) 食堂の建築、設備、家具および他の機器に関する基準；
- (c) 供される食物およびそれに対して課すことができる代金；
- (d) 食堂運営委員会の構成、および食堂運営への労働者の代表参加；

³ 1950年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

⁴ 1954年法律25号により挿入

⁵ 同法により旧(2)項に代わって(2)、(3)項を挿入

⁶ 1976年法律94号により置換(w.e.f. 26.10.1976)

⁷ 同法により旧項目番号(3)を(4)に変更

⁸ 1976年法律94号により置換(w.e.f. 26.10.1976)

⁹ 1976年法律94号により挿入(w.e.f. 26.10.1976)

¹⁰ 1950年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

- (dd)¹ [食べ物コストを決めるさいに考慮外とし、占有者が負担しなければならない食堂の運営支出項目；]
- (e) 定められるような条件に従い、(c)項による規則を策定する権限の主任監督官への委譲。

注

第 46 条および規則 91 から 97 まで：コミッショナーおよび閣僚ではなく、工場およびボイラー長官が、工場食堂で供給される食物の価格決定問題を決める最終的当局者である。Baliapatnam Tile Works Ltd. v. Comm. & Secy. to Government 1986 CLR 135.

Maharashtra Factories Rules 1963 第 46 条規則 79 から 86 まで：法律で定められた食堂の維持：法律で定められた食堂を持つ通知は、陳情者の前任者に対しては発行されたが、陳情者に対しては発行されていない。そのような新規通知がない場合には、陳情者は法律による食堂維持を法的に強制されないか。判決：前企業からの所有権変更があっただけに過ぎず、所有権変更があつたことは、州政府に同一施設に関して新たな通知を発行することを義務づける者ではない。Oswal Petrochemicals v. Government of Maharashtra & Ors. 1997 CLR 472 (Bom. H.C.)

第 46 条 1 項：法律に定められた食堂：陳情者は被告の食堂の契約労働者たちである。被告は約 700 人の労働者を雇用する。主張は、食堂が法律に定められものであるから、陳情者は被告の直接被用者であるということにある。主張を却下し、以下を認める「被告の工場に雇用された労働者が 250 人以上である、との理由だけでは、同工場がさらに、第 46 条 1 項に述べる工場に特定されなければならない、とするには不十分であり、また陳情者は被告の工場が特定工場であると証明できなかったため、陳情は成立しない。Hari Shankar Sharma & Ors. v. Artificial Limbs Manufacturing Corporation of India & Ors. 1997 CLR 631 (All H.C.)

第 47 条 待避所、休憩室および昼食室

(1) 150 人以上の労働者が通常、雇用されている、あらゆる工場では、妥当で適切な待避所または休憩室、および飲料水を供え、労働者が持参した食事を摂れる適切な昼食室を労働者のために備え、維持しなければならない。ただし、第 46 条の規定に従い維持されるあらゆる食堂も、この項の要件の一部と見なされる。ただし、さらに、昼食室が存在する場合、労働者は作業室であらゆる食べ物も食べてはならない。

(2) (1)項により備えた待避所または休憩室、昼食室は、十分な照明および換気がなされ、涼しく清潔な状態に維持しなければならない。

(3)² [州] 政府は以下の事項を行うことができる。

- (a) 本条により備えられる待避所、休憩室および昼食室の建築、設備、家具、その他の備品に関し基準を定める；
- (b) 官報の通達により、あらゆる工場あるいは工場の等級または種類をも、本条の規定から適用を除外する。

¹ 1976 年法律 94 号により挿入 (w.e.f. 26.10.1976)

² 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

第 48 条 託児所

(1)¹ [30 人を超える女性労働者] が通常、雇用されるあらゆる工場には、そのような女性の 6 歳以下の児童が使うため、適切な 1 個所以上の部屋を備え、維持しなければならない。

(2) このような部屋は、妥当な設備を備え、妥当に照明および換気され、清潔で衛生的な状態に維持され、また児童および幼児の世話を訓練された女性の監督下に置かねばならない。

(3)² [州] 政府は、規則を定めて、以下の措置を取ることができる。

- (a) 本条により設ける部屋の位置、および建築、設備、家具その他の機器に関する基準を定める；
- (b) 本条が適用される工場で女性労働者に属す児童を世話するため、児童たちの衣服を洗濯、着替えるための設備・機器を含む追加的な便宜を定める；
- (c) あらゆる工場において、このような児童のため無料の牛乳または清涼飲料、もしくはその双方の提供を求める；
- (d) あらゆる工場において、このような児童の母親が必要な間隔で授乳するための設備を与えるよう求める。

第 49 条 福利厚生職員

(1) 通常、500 人以上の労働者を雇用するすべての工場では、占有者は定められる人数の福利厚生職員を工場内に雇わねばならない。

(2)³ [州] 政府は(1)項の下に雇用される職員の責務および資格、雇用条件を規定できる。

第 50 条 本章を補足する規則制定の権限

⁴ [州] 政府以下のような規則を定めることができる。

- (a) 他に定められる労働者福利厚生のための代替取り決めに従うことを条件として、あらゆる工場あるいは工場の等級または種類を、本章の規定の順守から適用除外する；
- (b) あらゆる工場あるいは工場の等級または種類において、工場に雇用された労働者の代表者を労働者の福利厚生運営に参加させることを義務づける；

第 章：成人の労働時間

第 51 条 週の労働時間

成人労働者は、1 週間に 48 時間を超えて工場で働くことを要求され、または容認されないものとする。

第 52 条 週休

(1) 成人労働者は、以下の場合を除き、週の第 1 日(これ以後、当該日と呼ぶ)に工場で働くことを要求され、または容認されないものとする。

- (a) 当該日直前または直後の 3 日間の 1 日に全日休日を取った、または取る場合、および
- (b) 工場支配人が、当該日または(a)項による代替日の、いずれかの早い日以前に、

- (i) 監督官事務所に、その労働者に当該日に作業を求める意図と、代替となる日に関する通知を送付した場合、および
- (ii) この趣旨の通知を工場に掲示した場合：

¹ 1976 年法律 94 号により「50 人以上の女性労働者」を変更

² 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

³ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

⁴ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

ただし、労働者が休日なしに全日、連続して 10 日間以上、働く結果となる代替を与えてはならない。

(2) (1)項による通知は、監督官事務所に届けられた通知と工場に掲示された通知とが、当該日か、または取り消されることとなる休日か、どちらか早い日の前日までに通知すれば取り消しできる。

(3) (1)項による規定に従い、労働者が当該日に働き、その直前の 3 日間の 1 日に休日を得ていた場合、その当該日は、その週間作業時間の算定目的では前週に含まれる。

第 53 条 代休

(1) 本法の規定の下、工場またはそこに働く労働者を第 52 条規定から適用除外する命令が採択され、または規則制定の結果、労働者が 52 条(1)項の規定した週休を失った場合、その労働者は、失った休日と同じ日数の代休を、これら休日に権利を持っていた月間またはその月の直後の 2 ヶ月間に認められなければならない。

(2)¹ [州] 政府は(1)項に規定の休日を認める方法を規定できる。

第 54 条 1 日の時間

第 51 条の規定に従い、あらゆる成人労働者も工場で、あらゆる日も 9 時間以上働くことを要求され、または容認されないものとする。

² [ただし、主任監督官の事前承認に従い、本条で特定された 1 日の最大時間は、シフトの変更を容易にするため、超えることができる。]

第 55 条 休息时间

³ [(1) 工場における成人労働者の各日の⁴ [作業時間帯] は、どの時間帯も 5 時間を超えず、あらゆる労働者も半時間の休息を取る前に 5 時間以上は働かないように固定しなければならない。]

⁵ [(2) 州政府または州政府の管理に従う主任監督官は、命令書で文中に特定した理由により、労働者が休息なしに働く全時間数が 6 時間を超えない限り、あらゆる工場をも(1)項の規定から適用除外できる。]

第 56 条 拘束時間

工場における成人労働者の作業時間帯は、第 55 条によるその休息时间を含めて、あらゆる日も 10 時間 30 分を超えないよう取り決めなければならない。

ただし主任監督官は文書で特定する理由に基づき [拘束時間を 12 時間まで 延長できる。]

第 57 条 夜間交代制勤務

工場の労働者が午後 12 時を超えるシフトで働く場合

(a) 第 52、53 条の目的で、1 日の全日休日とは、その労働者の場合、彼のシフトが終わる時に始まる、連続した 24 時間を意味する。

(b) その労働者にとって「翌日」とは、そのようなシフトが終わる時に始まる 24 時間と見なされ、午後 12 時を越えて働いた時間は、その前日に算入されなければならない。

¹ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

² 1954 年法律 25 号により但し書きを追加

³ 1954 年法律 25 号により 55 条を 55 条(1)項に変更

⁴ 1949 年法律 40 号により「期間」を置換

⁵ 1954 年法律 25 号により 55 条(2)項を追加

⁶ 1954 年法律 25 号により置換

第 58 条 重複する交代制の禁止

(1) いかなる工場も、2 チーム以上の労働者が同一時間に同一種類の作業に従事する組合わせの交代制で作業を行ってはならない。

¹ [(2) 州政府または州政府の管理に従う主任監督官は、命令書で文中に特定した理由により、工場または工場の等級または種類、工場の部または課、そこにいる労働者の分類または細目について、便宜的と考えられる条件に基づき、(1)項の規定から適用除外できる。]

第 59 条 超過勤務の超過賃金

(1) 労働者が工場で、いかなる日であっても 9 時間を超えて、またはいかなる週であっても 48 時間を超えて、働く場合、その労働者は超過勤務について、その通常賃金の 2 倍の割合による賃金の権利を持つものとする。

² [(2) (1)項の目的のための「通常賃金」とは基本給と、食物穀類その他物品の割引販売で蓄積された特典の現金相当額を含め、労働者が現在権利を持つその他手当との合計を意味するが、ボーナスと超過勤務賃金は含まない。

(3) 工場の労働者が出来高払いで支払われる場合、時間による賃金は、超過勤務が行われた暦月の直前月に同一または同種の仕事で実際に働いた日々フルタイム作業による平均日収に等しいと見なされる。

ただし、直前の暦月に同一または同種の仕事で働かなかった労働者の場合、時間による賃金は、超過勤務が行われた週に彼が実際に働いた日々の日収平均に等しいと見なされる。

説明：この項の目的のため、労働者が実際に働いた日々収入算定には、食物穀類その他物品の割引販売で蓄積された特典の現金相当額を含め、労働者が現在権利を持つその他手当が含まれるが、ボーナスまたは収入が算定されつつある対象期間に関して支払われた超過勤務賃金は、除外するものとする。

³ [(4) 食物穀類その他物品の割引販売で蓄積された特典の現金相当額は、標準家族に認め得る食用穀物その他物品の最大量を基礎に、規定の限り頻繁に算出されねばならない。

説明 1：「標準家族」とは、労働者、その配偶者、年齢 14 歳以下の児童 2 名から構成、3 成人消費単位を要する家族を意味する。

説明 2：「成人消費単位」とは、年齢 14 歳を超えた男性の消費単位であり、年齢 14 歳を超えた女性の消費単位および 14 歳以下の児童の消費単位は、それぞれ成人消費単位の 0.8、0.6 倍として算出されるものとする。

(5) 州政府は規則を定めて、以下の事項を規定することができる。

(a) 労働者に対する食用穀類その他物品の割引販売で蓄積された特典の現金相当額が算出されなければならない方法；および

(b) 本条の規定励行を確保するため工場に保持されなければならない登録簿。]

注

超過勤務賃金 第 59 条の目的は、いかなる日であっても規定の時間以上、または、いかなる週であっても 48 時間を超えた働く労働者に、特別な賃金を提供することである。労働者が自分の責務の範囲を超え、会社の費用で旅行に出る時、彼は勤務規則により日当と

¹ 1954 年法律 25 号により置換

² 1976 年法律 94 号により置換 (w.e.f. 26.10.1976)

³ 1954 年法律 25 号により旧(4)項を(4)項、(5)項に変更

旅費とに対する権利を持つ。この条文は、業務で旅行に出された労働者に対する特別な賃金の支払いを規定していない。

第 60 条 二重雇用の制限

いかなる成人労働者も、規定された状況の場合を除き、別の工場で就労している日に、工場で働くことを要求され、または容認されないものとする。

第 61 条 成人のための作業時間帯告知

(1) 各工場は、第 108 条(2)項の規定に基づき、成人労働者が各日に作業を要求される時間帯を明示した成人作業時間帯の告知を掲示し、適正に維持しなければならない。

(2) (1)項に定める告知に示される時間帯は、本条の以下の規定に従い事前に固定されるものとし、またこれら時間帯に働く労働者が、第 51、52、54¹ [55,56 および 58] 各条の規定に反し作業しないものとする。

(3) 工場の全成人労働者が、同一時間帯に作業を求められている場合、その工場の支配人は、その労働者全般の時間帯を固定しなければならない。

(4) 工場の全成人労働者が、同一時間帯に作業を求められていない場合、工場支配人は労働者の作業の性質に応じて、各グループの労働者数を示し、その労働者をグループに分類しなければならない。

(5) 交代制作業を求められないグループにつき、工場支配人はグループが作業を求められる時間帯を固定しなければならない。

(6) グループが交代制作業を求められ、シフトが交代の周期的変更を被らない場合、工場支配人は各交代グループに作業を求める時間帯を固定しなければならない。

(7) グループが交代制作業を求められ、シフトが交代の周期的変更に従う場合、工場支配人は、すべての作業日につき、交代グループに作業を求める時間帯と、1 日の時刻別に作業中の交代グループを明示する交代計画とを作成しなければならない。

(8)² [州] 政府は、(1)項により規定の通告の書式、および、その保持方法を規定できる。

(9) 本法の施行後に作業を開始する工場の場合、(1)項で述べた通告の写し 2 部を工場の作業開始日前に監督官に送付しなければならない。

(10) 工場作業システム上の計画変更で、(1)項に述べた告知に変更を要する者は、変更実施前に監督官に 2 部をもって通告しなければならない。また、このような変更は、監督官の事前許可がある場合を除き、直近の変更から 1 週を経過するまで、実施してはならない。

第 62 条 成人労働者登録簿

(1) あらゆる工場の支配人は、作業時間を通じ、または工場内で何らかの作業が行われている時には、常に監督官が入手可能な成人労働者登録簿を保持しなければならない。この登録簿には、次の事項を記載する。

(a) 工場内の各成人労働者の氏名；

(b) 各人の作業の性質；

(c) 該当する場合は、同人の所属するグループ；

(d) 同人の所属グループが交代制で働く場合、同人に割り当てられたシフト；

(e) 他に規定される種の、その他の細目；

ただし、もし監督官が、工場の日常業務として保持されている、その他の点呼録または登録書が、工場のあらゆる労働者につき、本条が求めるすべての細目を提供している、と考える場合、監督官は文書指示により、このような点呼録または登録書を、それが対応する

¹ 1954 年法律 25 号により「55 条および 56 条」を置換

² 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

部分につき、工場の成人労働者登録簿の代替または同等なものとして、保持し取り扱うことを命じることができる。

¹ (1A) いかなる成人労働者も、氏名およびその他の細目が成人労働者登録簿に記載されていない限り、作業を要求され、または容認されない。]

(2) ² [州]政府は、成人労働者登録簿の書式および、その保持方法と保存期間を定めることができる。

第 63 条 第 61 条告知および第 62 条登録簿に対応する作業時間

あらゆる成人労働者も、当該工場に表示され、工場の成人労働者登録簿の氏名欄に前もって記入されている以外の工場で働くことを要求され、または容認されないものとする。

第 64 条 適用除外規則を定める権限

(1) ³ [州]政府は規則を定め、監督または管理の職務または工場における守秘を伴う職務の人々を定義でき、⁴ [または主任監督官の見解では、その者がこのような職務にある場合、またはそのために雇用されている場合、主任監督官に権限を与え、このような裁定により定義される個人を除き、あらゆる個人をも監督または管理の職務、または工場における守秘を伴う職務にあるものと宣言でき]、また第 66 条(1)項(b)および同項但し書きの規定以外の本章の規定は、このように定義された⁵ [または宣言された]者には適用されない:

⁶ [ただし、もしこのように定義または宣言された者の正規等級の賃金⁷ [1936 年賃金支払い法(1936 年法律第 4 号)第 1 条(6)項と後の修正が規定する賃金制限を超えない場合]、第 59 条の超過勤務に関し超過賃金に対する権利を持つものとする。]

(2) ⁸ [州]政府は、工場の成人労働者につき、次に指示されるような範囲、条件下で、例外を認める規定を定めることができる。

- (a) 緊急修理に従事する労働者につき、第 51、52、54、55、56 条の規定から;
- (b) 工場の一般的活動に課せられた制限外に完遂する必要がある準備的、補完的性質の作業に従事する労働者につき、第 51、54、55、56 条の規定から;
- (c) 必然的に間欠的であるため、勤務中に作業しない間隔が通常、第 55 条により求められた休息の間隔を超える労働者につき、第 51、54、55、56 条の規定から;

¹ 1976 年法律 94 号により挿入 (w.e.f. 26.10.1976)

² 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

³ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

⁴ 1976 年法律 94 号により挿入 (w.e.f. 26.10.1976)

⁵ 1976 年法律 94 号により挿入 (w.e.f. 26.10.1976)

⁶ 1976 年法律 94 号により挿入 (w.e.f. 26.10.1976)

⁷ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f. 1.12.1987)

⁸ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

- (d) 技術的理由から継続的に¹[xxx]遂行されねばならない作業に従事する労働者につき、第 51、52、54、55、56 条の規定から；
- (e) 毎日、製作または供給されねばならない高度に重要な物品の製造または供給に従事する労働者につき、²[第 51、52 条] の規定から；
- (f) 規定の季節以外は完遂できない製造工程に従事する労働者につき、³[第 51、52、54 条] の規定から；
- (g) 自然の力による不定期的な行動に依存する時しか完遂できない製造工程に従事する労働者につき、第 52、55 条の規定から；
- (h) 機関室、ボイラー室に従事、発電所または動力伝導機械を監視する労働者につき、⁴[第 51、52 条] の規定から；
- ⁵ [(i) 新聞印刷に従事し、機械故障のため足止めされた労働者につき、第 51、54、56 条の規定から] ；

説明：本項目にある「新聞」の表現は、1867 年報道および書籍登録法(1867 年法律第 25 号)により、この語に与えられた意味を持つ。

- (j) 鉄道貨車⁶ [またはトロッコまたはトラック] の積荷、荷降ろしに従事する労働者に関し、第 51、52、54、55、56 条の規定から；
- ⁷ (k) 州政府により官報で国家的重要性の作業と通告された作業に従事する労働者に関し、第 51、52、54、55、56 条の規定から]
- (3) (2)項に基づいて例外を定める規定は、第 61 条の諸規定から⁸ [州] 政府が、自ら定める条件に従い、適切と考える例外を規定することができる。
- ⁹ [(4) 州政府は、本条に基づく規則を定める場合、(2)項(a)による例外に関するものを除き、以下の超過時間を含む作業制限を超えてはならない。
 - (i) 1 日の全作業時間は 10 時間を超えてはならない。
 - (ii) 休憩時間を含む拘束時間は、1 日につき 12 時間を超えてはならない。
 ただし、州政府は(2)項(d)に述べた労働者の分類のいずれか、またはすべてに関し、シフト労働者が欠勤した労働者の不在に対応して、次のシフトの一部または全部を作業するため、(i)および(ii)の課した制限を適用しない状況と条件を示す規定を定めることができる。

¹ 1954 年法律 25 号により「一日中を通じて」を削除

² 1976 年法律 94 号により「52 条」を置換 (w.e.f. 26.10.1976)

³ 1976 年法律 94 号により「52 条」を置換 (w.e.f. 26.10.1976)

⁴ 1976 年法律 94 号により置換 (w.e.f. 26.10.1976)

⁵ 1954 年法律 25 号により(i)項、(j)項を追加

⁶ 1976 年法律 94 号により挿入 (w.e.f. 26.10.1976)

⁷ 1976 年法律 94 号により挿入 (w.e.f. 26.10.1976)

⁸ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

⁹ 1954 年法律 25 号により(4)項を置換

¹ [(iii) 超過勤務を含む 1 週当たり作業時間は 60 時間を超えてはならない] ;

² (iv) 超過勤務時間は 1 四半期当たり 50 時間を超えてはならない。

説明：「四半期」とは、1 月 1 日、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日に始まる連続した 3 月を意味する。]

(5) 本条に基づく規則の規則は、³ [5 年] を超えない期間のみ効力を持つものとする。

第 65 条 例外命令を制定する権限

(1) ⁴ [州] 政府は、実施作業の性質、またはその他の状況により、工場の成人労働者の作業時間帯、または工場の等級、種類を事前に固定することが非合理的である、との見解を持てば、命令書により同工場のそのような労働者に関する第 61 条の規定を、適切と考える範囲および方法で、また政府が作業時間帯の管理を確実にする上で便宜的と考える条件に従い、緩和または修正してもよい。

(2) ⁵ [州] 政府、または⁶ [州] 政府に属する主任監督官は、政府または主任監督官が適切と考える条件に基づき、工場または諸工場が例外的に緊急作業に対処可能となるため例外が必要であるとの根拠に基づき、命令書により、工場または工場のグループ、等級、種類における、一部またはすべての成人労働者を第 51、52、54、56 条の規定から適用除外できる。

⁷ [(3) (2)項により認められたあらゆる例外も、以下の条件に従うものとする。

(i) 1 日の全作業時間は 12 時間を超えてはならない ;

(ii) 休憩時間を含めた 1 日の拘束時間は 13 時間を超えてはならない ;

(iii) 1 週の超過勤務を含む作業時間は、60 時間を超えてはならない ;

(iv) あらゆる労働者も連続した 7 日を超えて、超過勤務することを認められない。

また 1 四半期の全超過勤務時間は 75 時間を超えてはならない。

説明 - 本項における「四半期」は第 64 条 4 項にあると同じ意味を持つ。

(4)⁸ [* * * * *]

第 66 条 女性雇用に関する追加制限

(1) 本章の規定は、工場の女性に適用する際には、以下の追加制限で補完するものとする。

(a) あらゆる女性に関しても、第 54 条に定める規定の例外はない ;

¹ 1976 年法律 94 号により挿入 (w.e.f. 26.10.1976)

² 1976 年法律 94 号により (iii) 項を (iv) 項に変更 (w.e.f. 26.10.1976)

³ 同法により「3 年」を置換

⁴ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

⁵ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

⁶ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

⁷ 1954 年法律 25 号により置換

⁸ 同法により (4) 項を削除

(b) どの女性も、午前 6 時から午後 7 時までの間を除き、¹ [あらゆる工場において、働くことを要求、または容認され] ないものとする。

ただし ²[州]政府は、³ [工場または諸工場のグループまたは等級、種類]に関し、官報による通知により、(b)項で定めた制限を変更できるが、あらゆる変更も午後 10 時から午前 5 時まで女性の雇用を認可しないものとする。

⁴ [(c) 週休またはその他の休日の後を除き、シフトを変更してはならない。]

(2) ⁵ [州] 政府は、魚類の保存加工または缶詰工場働く女性に関し、原材料の損傷または劣化を防止するため、上記制限に特定された時間を超えて女性を雇用することが必要な場合、州政府が定める限度および条件に従い、(1)項に示された制限からの適用を除外する規定を定めることができる。

(3) (2)項により規定の規則の有効期間は 3 年以下とする。

第 章 若年労働者の雇用

第 67 条 年少児童の雇用禁止

満 15 歳に満たない児童は、あらゆる工場においても、作業を要求、または容認されないものとする。

第 68 条 非成人労働者の標識携帯 - 満 14 歳を超えた児童または未成年者は、以下を例外として、工場での作業を要求され、または容認されないものとする

- (a) 第 69 条により当人に与えられた適性証明書が工場支配人に提出されており、
- (b) このような児童または未成年者が、その証明に記載されている標識を就業中に携帯していること。

注

検察監督官補は工場主任監督官の代理として判事に申し立てを行う権限を持つ。Gopi Nath Bhargave v. State 1977(35) FLR 182

第 69 条 適性証明書

(1) 認定工場医は、当該若年者が工場作業に適合すると証明されれば雇用する、と記載した工場支配人の署名付き文書を持参し、若年者またはその両親、保護者が申し入れた場合、または若年者が就労を希望する工場の支配人が申し入れた場合、当人を検査して工場労働への適性を確認するものとする。

(2) 認定工場医は検査の後、規定の様式で、当人に下記を与え、または更新する。

- (a) もし、その若年者が満 14 歳を超えており、規定の身体的基準に達し、その作業に適合していると認めれば、児童として工場に働く適性証明書；
- (b) もし、その若年者が満 15 歳を超えており、工場での全日作業に適合していると認め

¹ 1976 年法律 94 号により「あらゆる工場に雇用される」を置換 (w.e.f. 26.10.1976)

² 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

³ 同法により「工場のあらゆる等級、種類」を置換

⁴ 1954 年法律 25 号により(e)項を挿入

⁵ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

られれば、成人として工場で働く適性証明書：

ただし、認定工場医は、その若年者が就労を希望する場所と、当人が雇用される製造工程とにつき、個人的知識を持たない限り、その場所を検査するまで本項による証明書を提供または更新してはならない。

(3) (2)項により提供または更新される適性証明書は、

(a) 記載された日付から 12 ヶ月間のみ有効とし；

(b) 若年者が雇用される作業の性質に関する諸条件、または 12 ヶ月の期限前に当若年者の再検査とに従うことを条件とする場合がある。

(4) もし認定工場医が、証明保持者は証明書記載の行為能力によって工場で作業できなくなった、との意見に達した場合は、同外科医は(2)項によって交付、または更新された証明書を取り消さなければならない。

(5) 認定工場医は、証明書または要請されたような証明書の交付または更新を拒んだ場合、または取り消した場合、証明書発行または更新を申し込んだ人が要求すれば、文書でその理由を述べねばならない。

(6) 本条の証明書が、(3)項 b で言及した諸条件に従い、若年者に交付または更新された場合、当該若年者はあらゆる工場においても、この条件に違反する作業を要求され、または容認されないものとする。

(7) 本条の証明書に支払われる料金は雇用者が支払うものとし、当該若年者またはその両親、保護者から徴収してはならない。

第 70 条 未成年者に提供された適性証明書の効力

(1) 第 69 条(2)項(b)により成人として工場で働く適性を証明された未成年者で、証明書に関する標識を工場作業中に携帯するものは、第 〃 章の全体に関し、成人と見なされるものとする；

¹ [* * * * *]

² [(1A) 17 歳に達し、成人として工場作業への適性証明書を提供された女性未成年者、または男性未成年者は、午前 6 時から午後 7 時までの間以外は、工場作業を要求され、または容認されないものとする。ただし、州政府は、官報の通達により、工場、グループ、工場の等級または種類に関し、以下を許される。

(i) 本項が定めた制限を変更できるが、変更された規定は午後 10 時から午前 5 時までの間、女性未成年者の雇用を認めるものでないこと；

(ii) 国益にかかわる深刻な緊急事態で、この項規定の適用除外を供すること。

(2) 未成年者に関する(b)項により、成人として工場における作業への適性証明書を得られなかった未成年者は、その年齢にかかわらず、本法のすべての目的上、児童と見なされるものとする。

第 71 条 児童の作業時間

(1) 児童はあらゆる工場においても -

(a) 1 日に 4 時間半を超えて

³ [(b)夜間

作業のため雇用され、または作業を容認されないものとする。

説明：本項の目的のため「夜間」とは、午後 10 時から午前 6 時までの間隔を含む最少 12 時間の連続時間を意味する]

¹ 1987 年法律 20 号により削除 (w.e.f 1.12 1987)

² 1987 年法律 20 号により挿入 (w.e.f 1.12 1987)

³ 1954 年法律 25 号により置換

(2) 工場に雇用されたすべての児童の作業時間帯は、2交代に限られるものとし、この2交代は重複、または各5時間を超えて拘束してはならない。また各児童は1つのシフトにのみ雇用されるものとし、シフトを主任監督官の文書による事前許可なく、30日間に2回以上変更してはならない。

(3) 第52条の規定は、児童にも適用されるものとし、あらゆる児童に関しても、同条の規定から適用除外を受けられない。

(4) あらゆる児童も、彼がすでに他工場で就労している日に、工場で働くことを要求され、または容認されないものとする。

¹ [(5) あらゆる女児も、午前8時から午後7時までの間以外に、工場における作業を要求され、または容認されないものとする。]

第72条 児童の作業時間帯告知

(1) 第108条(2)項の規定に基づき児童が雇用されている各工場において、児童が各日に作業を要求または容認される時間帯を明示した作業時間帯告知を掲示し、適正に保持しなければならない。

(2) (1)項で定めた告知に示される時間帯は、第1条の成人労働者のため規定の方式に従い事前に固定されるものとし、これら時間帯に働く児童が第71条の規定に反しないものでなければならない。

(3) 第61条(8)、(9)、(10)各項の規定は、本条(1)項が求める告知にも適用される。

第73条 児童労働者登録簿

(1) 児童が雇用されている各工場の支配人は、全作業時間または工場において何らかの作業が行われている時に、監督官が入手できる児童労働者登録簿を保持しなければならない。この登録簿は以下を示すものとする—

- (a) 工場の各児童労働者の氏名
- (b) 各児童の作業の性質
- (c) 該当する場合は、その所属するグループ
- (d) その所属グループが交代制で働く場合、割り当てられたシフト
- (e) 第69条により提供された適性証明書の番号

² [(1A) あらゆる児童労働者も、その氏名およびその他の細目が児童労働者登録簿に記載されていない限り、作業を要求され、または容認されないものとする。]

(2³ [州] 政府は、児童労働者登録簿の書式およびその保持する方法、その保存期間を規定できる。

第74条 第72条告知および第73条登録簿に対応する作業時間

あらゆる児童も、当該工場に表示された作業時間帯告知および工場の児童労働者登録簿上の、自分の氏名欄に事前に行われた記入に合致した形でのみ、雇用されるものとする。

第75条 医学検査を要求する権限

監督官が -

- (a) 適性証明書なしに工場で働く者が若年者である、または
- (b) 適性証明書を持ち工場で働く若年者が、もはや証明書記載の行為能力で働くに不相当

¹ 1987年法律20号により挿入(w.e.f 1.12 1987)

² 1976年法律94号により挿入(w.e.f. 26.10.1976)

³ 1950年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

になった - との見解に達すれば、
監督官は工場支配人に通知し、当該個人または若年者(状況による)が認定工場医の検査を受け、その後、第 69 条による適性証明書または新規の適性証明書(状況による)を交付されるまで、または認定工場医が当人は若年者でないことを証明するまで、当該個人または若年者は、監督官が指示の指示に従って、雇用または作業を容認されないよう要求できる。

第 76 条 規則制定の権限

¹ [州] 政府は規則を定めて -

- (a) 第 69 条で交付される適性証明書の様式を定め、証明書原本の紛失に備えた副本を交付し、このような証明書の更新および副本について徴収する料金を定め；
- (b) 工場で働く児童および未成年者の身体的水準を定め；
- (c) 本章による認定工場医の手続きを規制し；
- (d) 認定工場医が若年者の工場雇用につき、他に果たす必要がある責務を特定し、それら責務の対価である料金と支払い者を定める。

第 77 条 ある種の他法令の規定は排除されない

本章の規定は、1938 年児童雇用法(1938 年法律 XXVI)の規定への追加であり、その権限を損なうものではない。

² [第 章 年次有給休暇

第 78 条 章の適用

(1) 本章の規定は、他の法令、他の判決³ [合意(和解条件を含む)] の諸条件、または役務契約に基づいて労働者に与えられた権利を侵害するものではない。

⁴ [ただし、そのような判決、合意(和解条件を含む)または役務契約が、本章で規定するよりも長期の年次有給休暇を提供している場合、労働者に与えられる休暇の期間は、そのような判決、合意または役務契約に対応する。しかし、判決、合意または役務契約に定められていない事柄、または、その中で不利な規定となっている事柄については、第 79、82 条の規定が適用される。]

(2) 本章の規定は政府運営鉄道の⁵ [あらゆる工場の] 労働者には適用されない。これら労働者は中央政府が承認した休暇規定に従う。

第 79 条 年次有給休暇

(1) 暦年を通じ工場で 240 日間以上作業した労働者は、次暦年に下の割合により算出した日数の有給休暇を認められる。

- (i) 成人の場合、前暦年中に果たした 20 日間の作業に対し 1 日；
- (ii) 児童の場合、前暦年中に果たした 15 日間の作業に対し 1 日。

説明 1：本項の目的では、

- (a) 協定または契約上の、または現行法令により許容された一時帰休日；
- (b) 女性労働者の場合、12 週間以内の日数の産休；

¹ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

² 1954 年法律 25 号により VIII 章 (78 条から 84 条) を置換

³ 1976 年法律 94 号により「合意」を置換 (w.e.f. 26.10.1976)

⁴ 同法により但し書きを置換

⁵ 同法により「あらゆる作業場」を置換

(c) 休暇を取る前年に資格を得た休暇；
は、240 日以上の期間を算定する目的上、労働者が工場において作業した日と見なされるが、これらの日数は休暇資格に参入されない。

説明 2: 本項により認められる休暇は休暇期間中またはその直前・直後にある休日を除く。

(2) 勤務が 1 月 1 日以外の日で始まった労働者は、もし当該暦年内の残余日数の 3 分の 2 を働いた場合、(i) または事例に応じて(1)項(ii)に規定の割合により、有給休暇を与えられる。

¹ [(3) もし、労働者が暦年中に免職または解雇され、または勤務期間中に辞職、または老齢・病弱のため退職または死亡した時、かりに当人が(1)項または(2)項に定めた休暇の権利に必要な全期間を働いていなくても、当人、相続人または当人が指名した人物(場合によっては)は、当人が免職または解雇、辞職、退職、死亡の直前に権利を持っていた休暇の期間につき、(1)項に規定の割合で算出した代替賃金の権利を持つものとする。このような支払いは次のように行われるものとする -

(i) 労働者が免職または解雇され、または辞職した場合、このような免職または解雇、辞職の日から 2 作業日以内；

(ii) 労働者が勤務期内に老齢・病弱により退社または死亡した場合、このような退社または死亡の日から 2 ヶ月間以内]

(4) 本条により休暇を算出するさい、半日またはそれ以上で 1 日に満たない休暇日は、1 休暇日として取り扱い、半日に満たない休暇日は省略しなければならない。

(5) もし労働者が 1 暦年に(1)項または(2)項(場合によっては)により与えられた休暇日のすべてを取らなければ、取らなかった休暇日は翌暦年に与えられる休暇に加算される。ただし、翌年に繰り越しできる休暇の全日数は、成人の場合は 30 日、児童の場合は 40 日を超えないものとする。さらに、有給休暇を申請したが、第(8)、(9)項² [または 10 項に反し] に規定の計画に従う休暇を与えられなかった労働者は、³ [拒否された休暇を] 制限なしに繰り延べる権利を持つ。

(6) 労働者は、当該暦年内に認められた休暇のすべて、または一部を取るため、休暇開始を希望する日の 15 日前までに、文書で工場支配人に申請できる。ただし、労働者が 1947 年産業紛争法(1947 年法律 XIV 号)第 2 条 n 項に定めた公益事業に雇用されている場合には、申請は労働者が休暇開始を希望する日の 30 日前までに行わねばならない。さらに、あらゆる年においても、休暇を取れる回数は 3 回を超えないものとする。

(7) もし、労働者が病気期間を補うため、その権利である有給休暇を利用しようと望む場合、申請が(6)項に規定の期間内に行われなくとも、その休暇を与えられるものとする。また、このような場合、第 81 条による管理的賃金は休暇申請日から 15 日以内に支払われ、公益事業勤務の場合は 30 日以内に支払われるものとする。

(8) 作業の継続性を確保するため、工場の占有者または支配人は、1947 年労使紛争法(1947 年法律 XIV 号)第 3 条に基づいて構成された工場の作業委員会、または他の法律により構成された同種の委員会との合意の上、もし、そのような作業委員会または委員会が存在しなければ、規定の方式で工場から選出された労働者代表との合意の上、主任監督官に本項で容認される休暇提供の規制計画を文書で提出できる。

(9) (8)項により提出された計画は、工場内の適切かつ目立つ場所に掲示され、計画施行日から 12 ヶ月間有効とされる。また、支配人はその後、(8)項に規定の作業委員会または同種委員会、(場合によっては)労働者代表との合意の上、修正または無修正で、計画を更新することができ、計画はその後 12 ヶ月間有効とする。更新通知は、更新実施前に主任監督官に送付されねばならない。

¹ 1976 年法律 94 号により(3)項を置換 (w.e.f. 26.10.1976)

² 1976 年法律 94 号により「(8)項、(9)項」を置換 (w.e.f. 26.10.1976)

³ 同法により「利用できなかった休暇」を置換

(10) (6)項の規定に反しない休暇申請は、(8)項および(9)項によりその時点で実施されている部分計画に従う場合を除き、拒否してはならない。

(11) (1)項または(2)項(場合によって)により休暇の権利を取得した労働者の雇用が、当人が権利を持つ全休暇を取る前に占有者によって停止され、または休暇を申請したが与えられなかった後、当人が休暇を取る前に退職した場合、工場占有者は、未消化休暇に関する第 80 条による支払い金額を、解雇の場合は雇用停止日後の第 2 作業日以内に、また労働者が自己退職した場合は、次の給与支払い日までに支払わなければならない。

(12) 労働者の用いなかった休暇は、免職または解雇前に必要とされる通告期間を計算するに当たり、考慮に入れてはならない。

注

使用者が工場を半日間しか開かなかった場合、労働者は半日しか働かなかったとしても、1 日働いた権利を得る。第 72 条による年次休暇賃金を算出する際、工場の半日稼働は 240 日計算では全日として数えられなければならない。Elgin Mills Co.,Ltd. v. Industrial Tribunal 1978 年(37)FLR204。

1979 年の工場法修正により、第 79 条(ii)により制限された事例で入手可能だった休暇の現金化に代わり、現在では休暇の現金化がいっそう広汎に可能である。すなわち免職、解雇、自己退職、老齢・病気退社、在職死亡である。退社するすべての労働者が、前暦年に蓄積した休暇だけではなく、退社した暦年度での作業期間に帰せられる休暇の権利を認められている。Suhmid Geigy Ltd. v. State of Gujarat 1979(38) FLR 100。

第 80 条 休暇期間中の給与

¹ [事情に応じ第 78 条または第 79 条] により労働者に認められた休暇のため、労働者は休暇前月に ³ [現実に作業した] 日々のすべての全日収入、および超過勤務とボーナスを除外されるが、生活防衛手当と労働者に対する食用穀類その他物品の割引販売で蓄積された特典の現金相当額を含めた 1 日平均と同額の ² [賃金の権利を得るものとする。] :

⁴ [ただし、休暇直前の 1 暦月に 1 日も作業しなかった労働者の場合、同人は休暇に先立つ最後の暦月で現実に作業した日のすべての全日収入、超過勤務とボーナスを除外するが、生活防衛手当と労働者に対する食用穀類その他物品の割引販売で蓄積された特典の現金相当額を含めた 1 日平均と同額を支払われるものとする。]

(2) 労働者に対する食物穀類その他物品の割引販売で蓄積された特典の現金相当額は、標準家族に認め得る食用穀物その他物品の最大量を基礎に、規定の限り頻繁に算出されねばならない。

説明 1: 「標準家族」とは、労働者、その配偶者、年齢 14 歳以下の児童 2 名から構成、3 成人消費単位を要する家族を意味する。

説明 2: 「成人消費単位」とは、年齢 14 歳を超えた男性の消費単位であり、年齢 14 歳を超えた女性の消費単位および 14 歳以下の児童の消費単位は、それぞれ成人消費単位の 0.8、0.6 倍として算出されるものとする。

(3)⁵ [州] 政府は規則を定め、以下を定めることができる -

¹ 1976 年法律 94 号により「79 条」を置換 (w.e.f. 26.10.1976)

³ 1987 年法律 20 号により同人が働いた」を置換 (w.e.f 1.12 1987)

² 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

⁴ 1987 年法律 20 号により挿入 (w.e.f 1.12 1987)

⁵ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

- (a) 労働者に対する食用穀類その他物品の割引販売で蓄積された特典の現金相当額を算出する方法
- (b) 本条の規定励行を確保するため工場に保持しなければならない登録簿。

第 81 条 ある種事例における先払い

4日以上の休暇を認められた成人労働者および5日以上の休暇を認められた児童労働者は、休暇開始前に、認められた休暇期間について支払われる賃金の支払いを受けられる。

第 82 条 不払い賃金回収の方法

本章により、雇用主が支払うよう求められながら支払わない、あらゆる金額とも、1936年賃金支払い法(1936年法律第IV号)に基づいて遅滞賃金として徴収しなければならない。

第 83 条 規則を制定する権限

⁶[州]政府は工場支配人に、規定の細目を含む登録簿を保持するよう指示し、これを監督官の点検に供すよう要求する規則を定めることができる。

第 84 条 工場を適用除外する権限

⁷[州]政府は、工場における労働者に適用される休暇規定の供する利益は、本章が規定する利益よりも不利ではない、との見解に達すれば、文書で命令し、そこに定めた諸条件に従うことを条件に、同工場に対する本章の全規定または一部規定の適用を除外できる。

¹[説明: 本条の目的では、休暇規定が供している利益が本章の規定した利益よりを下回らないか、否かを決定するに当たり、利益全体を考慮に取り入れるものとする]

第 IX 章 特別規定

第 85 条 本法をある種施設に適用する権限

(1) ²[州]政府は官報の通達により、本法のすべての規定が動力による助けの有無または

- (i) もし動力による助けを得て働く場合は雇用者数が 10 人未満、動力の助けなしに働く場合は雇用者数が 20 人未満であり、または
- (ii) 施設で働く人員が、施設所有者に雇用されておらず、その所有者の許可を得て、または同意に基づいて作業している、かどうかにかわりなく、

製造工程が日常的に実施されるあらゆる場所にも適用するむね、宣言できる。ただし、製造工程は、その家族の助けを受けた所有者だけでは行われていないことを条件とする。

(2) 施設がこのように宣言された後、それは本法の目的で工場として認定され、所有者は占有者に、施設で働くあらゆる者は労働者として認定されるものとする。

説明: 本条の目的では「所有者」は、借り主または施設を専有する抵当権者を含む。

第 86 条 公共施設を適用外とする権限

³[州]政府は、必要と考える条件に従い、教育、⁴[訓練研究]または矯正のため維持さ

⁶ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

⁷ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

¹ 1976 年法律 94 号により説明を挿入 (w.e.f. 26.10.1976)

² 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

³ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

⁴ 1976 年法律 94 号により「訓練」を置換 (w.e.f. 26.10.1976)

れている公共施設に付属して製造工程が実行されている、あらゆる仕事場またはプラントも、本法のすべての規定から適用外とすることがある。

ただし、勤務時間および休日に関する規定は、施設管理者が施設の被用者、参加者または収容者の雇用時間規則、食事時間および休日計画を⁵ [州] 政府の承認を求めて提出し、⁶ [州] 政府が同計画の細目は本法の対応規定よりも不利でない限り、適用除外を許されない。

第 87 条 危険な作業

⁷ [州] 政府は、工場で行われるあらゆる⁸ [製造工程または作業] についても、それが同所に雇用される人々を身体的損傷、中毒または疾病の危険に曝しているとの見解を持った場合、以下の⁹ [製造工程または作業] が行われている、あらゆる工場または工場の等級、種類にも適用される規定を定め、下記の事項を行うことができる。

- (a) ¹⁰ [製造工程または作業] を特定し、それを危険であると宣言する。
- (b) その¹ [製造工程または作業] に女性、未成年者または児童の雇用を禁止または制限し、
- (c) その² [製造工程または作業] での被用者または求職者の定期的医学検査を設け、そのような雇用に適性を証明されない人々の雇用を禁止し、³ [工場占有者による、このような医学検査の料金支払いを要求し、]
- (d) その⁴ [製造工程または作業] に雇用された全員または、それが行われている近隣の全員に防護を提供し、
- (e) その⁵ [製造工程または作業] に関する特定材料または工程の使用を禁止、制限または管理し、
- ⁶ (f) 追加的福祉便益、衛生施設、保護具および衣類を供給し、製造工程または作業の危険性にかかわる基準を制定する。]
- (g) ⁷ [* * * * *]

⁸ [第 87-A 条 深刻な危険性による雇用禁止権限

- (1) 監督官が工場またはその一部の状況が場内の被用者または近隣の公衆に負傷、死亡などの深刻な危険の原因になりかねない、と見た場合、監督官は占有者に対する命令書により、工場またはその一部がこのような深刻な危険性を持つと考える詳細を述べ、占有者にその工場またはその一部で、危険が排除されるまで最小限の責務を遂行するに必要な最小限の人数を除き、人員の雇用を禁止できる。
- (2) (1)項による監督官命令は、主任監督官が次の命令で延長するまで、3 日間有効とする。
- (3) (1)項による監督官命令と(2)項の主任監督官命令に異議を持つ人は、高等裁判所に上

⁵ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

⁶ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

⁷ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

⁸ 同法により「操業」を置換

⁹ 同法により「操業」を置換

¹⁰ 同法により「操業」を置換

¹ 同法により「操業」を置換

² 同法により「操業」を置換

³ 同法により挿入

⁴ 同法により「操業」を置換

⁵ 同法により「操業」を置換

⁶ 同法により(f)項を挿入

⁷ 1987 年法律 20 号により削除 (w.e.f 1.12 1987)

⁸ 1987 年法律 20 号により挿入、また 87A 条を挿入 (w.e.f 1.12 1987)

訴する権利を持つ。

(4) (1)項によって発行された命令により影響を受けた被用者は、賃金およびその他の給付の権利を持ち、占有者は規定の方法に従い、可能な場合、このような被用者に代替雇用を斡旋する義務を持つ。

(5) (4)項の規定は、1947年労使紛争法(1947年法律14号)に係わる者の権利を侵害するものではない。

第88条 事故報告

⁹ [(1)] 工場において事故が発生し、死亡または身体的損傷の原因になり、負傷者がこのため、事故直後から48時間以上、就労を妨げられた場合、または事故が本条に関して他に定めた性質のものである場合、その工場の支配人は事故に関する通報を、規則に従ってその関係機関へ規定の様式を用い、規定の期間内に送付しなければならない。

¹ [(2) (1)項による通報が死亡を招いた事故に関する場合、通報送付を受けた当局は、受領から1ヶ月以内に事故調査を行わなければならない。もし当局が監督官でない場合、監督官に上述した期限内に調査を行わせなければならない。

(3) ² [州]政府は本条による調査に際した手続きを規定する規則を定めることができる。]

³ [第88-A条 危険事態発生への報告

工場において、規定の性質の危険事態が発生した場合、これによる身体的損傷または障害の有無と関わりなく、その工場の支配人は、規則に従って、これに関する通報を規定された関係機関へ規定の様式、期間内に送付しなければならない。]

第89条 疾病報告

(1) 工場の労働者が⁴ [別表3に] 特定された疾病に感染した場合、工場支配人は、規則に従って、これに関する通報を規定された関係機関へ規定の様式、期間内に送付しなければならない。

(2) 工場に雇用され、または雇用されてきた労働者を医師が診断し、⁵ [別表3に] 特定された疾病に罹患していると信じ、または疑う場合、その医師はすみやかに、以下の内容の報告書を主任監督官事務所へ送らなければならない。

- (a) 患者の氏名および完全な郵便宛先
- (b) 患者が罹患していると信じられる病気
- (c) 患者が現在、または直近に雇用された工場の名称および所在地。

(3) (2)項による報告が認定工場医その他の証明書に基づき、主任監督官が当人は⁶ [別表3] で特定された疾病に罹患していることを確認した場合、主任監督官は規定の料金を医師に支払わねばならない。支払った料金は、当人が疾病に感染したその工場の占有者から、延滞土地収入として回収される。

⁹ 1976年法律94号により88条を(1)項に変更 (w.e.f. 26.10.1976)

¹ 1976年法律94号により(2)項、(3)項を挿入 (w.e.f. 26.10.1976)

² 1950年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

³ 同法により88A条を挿入

⁴ 1987年法律20号により置換 (w.e.f. 1.12.1987)

⁵ 1987年法律20号により置換 (w.e.f. 1.12.1987)

⁶ 1987年法律20号により置換 (w.e.f. 1.12.1987)

(4) いかなる医師も、もし(2)項の規定に従わなければ、⁷[1000 ルピー] 以下の罰金を課せられる。

⁸[(5) 中央政府は官報の通達により別表 3 に追加または変更を加えることができる。このような追加または変更は、それが本法により行われたと同等な効力を持つ。]

第 90 条 事故または疾病の事例調査を指示する権限

(1) ⁹[州] 政府は、もしその行為が便宜であると考えれば、有資格者を任命し工場で発生した事故の原因を調査させ、または ¹⁰[別表 3] に示される疾病が工場で感染または感染の疑いを持たれた事例を調査できる。また、政府は調査裁判所補佐人として法的知識または特殊な知識を持つ者を 1 名または複数、任命できる。

(2) 本条により調査実施のため任命された者は、証人の出席、文書および物証提出を求める目的上、1908 年民事手続法(1908 年法律第 V 号)の下で、民事裁判所のすべての権限を持つものとし、また調査目的に必要な限り、本法による監督官の、あらゆる権限も行使できる。また調査を行う者に情報提供を要求された者はすべて、インド刑法(1860 年法律第 XLV 号)第 176 条の意味で、提供するよう法的に拘束されているものと見なされる。

(3) 本条により調査を行う者は ¹[州] 政府に事故または場合によっては疾病、および随伴した状況を報告し、当人または、あらゆる裁判所補佐人もが適切と考える観察を付加するものとする。

(4) ²[州] 政府は適切と考えれば、本条により作成された報告、またはその抜粋を公表させることができる。

(5) ³[州] 政府は本条による調査手続きを規制する規則を定めることができる。

第 91 条 サンプル採取の権限

(1) 監督官は、工場の正規作業時間中のあらゆる時刻にも、占有者、工場支配人またはその時間に工場の責任者であると称する者に通知した後、工場で使用または使用を意図する物質の十分なサンプルを、後述の方法により採取することができる。このような使用とは

- (a) 本法の規定または規定に基づく規則に背反する、と監督官が信じるもの；
- (b) 監督官の意見では、工場労働者の身体的損傷または健康被害を引き起こす可能性があるもの。

(2) (1)項によりサンプルを採取した場合、監督官は同項により通知した者が意図的に不在にならない限り、その同席に基づいてサンプルを 3 分割し、有効に封印し、適切に表示を付し、同人にもその封印と表示を加えさせるものとする。

⁷ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

⁸ 1987 年法律 20 号により挿入 (w.e.f 1.12 1987)

⁹ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

¹⁰ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

¹ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

² 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

³ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

(3) 前述のように通知された者は、もし監督官が求めれば、本条により採取されたサンプルの分割、封印、表示用に機器を提供しなければならない。

(4) 監督官は

- (a) 速やかにサンプルの 1 つを(1)項により通知した者に与え；
- (b) 速やかに第 2 の部分を政府分析官に分析および結果報告を求めて送付し；
- (c) 第 3 の部分を、その物質に関して訴訟を起こることができる法廷に提出するため保持するものとする。

(5) 本条による報告書および政府分析官が分析と結果報告を求めて送付された物質に基づいて作成した報告とされる、あらゆる文書も、その物質に関し提起された訴訟手続きで証拠に用いることができる。

4 [第 91-A 条 安全および労働衛生調査

(1) インド政府の主任監督官または工場諮問サービス・労働機関長官、保険サービス長官、またはこれらに代わり、州政府または主任監督官、工場諮問サービス・労働機関長官、保険サービス長官が権限を付与した他の者は、工場の正規作業時間中のいかなる時刻でも、またはこれらの人々が必要と判断した時刻でも、工場の占有者または支配人またはその時間に工場の責任者であると称する者に、文書で通知した後、安全調査および労働衛生調査を行うことができる。占有者または支配人その他の者は、このような調査のため、施設機器の検査・調査およびサンプルその他の調査に関連するデータ採取機材を含む、あらゆる設備機材を提供しなければならない。

(2) (1)項の調査を円滑にするため、各労働者は調査実施者が求めれば、実施者が必要と考える医学検査を受けに出頭し、調査に関連して自らが持つすべての情報を提供しなければならない。

(3) (2)項により労働者が医学検査を受け、または情報提供のため費やした時間は、賃金計算および超過勤務特別賃金の計算上、その労働者が工場の作業時間と見なさなければならない。]

¹ [説明：本条では、(1)項に基づき調査を実施した者が州政府に提出した報告の存在する場合、それは本法により監督官が提出した報告と見なす。]

第 章 刑罰および手続き

第 92 条 法律違反に対する一般刑罰

本法の中で別途、明確に規定され、また第 93 条規定に従うものを除き、もし工場内または工場に関し、本法のいずれかの規定、または規定に基づき規定の規則、または規則に基づく命令書に関する違反があれば、工場の占有者および支配人は、それぞれ法律違反となり、² [2 年] 以下の禁固刑か³ [10 万ルピー] までの罰金刑、または、その双方を課せられ、またもし違反が判決後も継続すれば、違反の継続 1 日当たり⁴ [1000 ルピー] 以下の

⁴ 1976 年法律 94 号により 91A 条を挿入 (w.e.f. 26.10.1976)

¹ 1987 年法律 20 号により挿入 (w.e.f 1.12 1987)

² 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

³ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

⁴ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

罰金を重ねて課せられるものとする。

⁵ [ただし、第 7 章の規定、または同章または第 87 条に基づく規則違反が、死亡または重大な身体的傷害をもたらす事故の原因となった場合、罰金は⁶ [25,000 ルピー]以上とし、重大な身体的傷害の場合、罰金は⁷ [5000 ルピー]以上とする。

説明：本条および第 94 条の「重大な身体的傷害」とは、いずれかの四肢の永久的な使用損失または永久的傷害、または視覚または聴覚の永久的損失または永久的傷害、何らかの骨の破断を含むか、または含む確率が極めて高い傷害を意味する。しかし手または足の指趾骨の骨または関節の破断(2 つ以上の骨または関節の破断でないもの)を含まない。]

注

法律違反に管轄権を持たない第 2 級裁判所は証拠を記録した後、事件を第 1 級治安判事に送致する。第 1 級治安判事は、事件の発端から新規に手続きを進める。すでに記録された証拠に基づく有罪判決は破棄を免れない。B.D.Jhunjunwalla v. The State 1977 (35) FLR 77.

¹ [第 93 条 ある状況内の施設所有者の賠償責任

(1) いずれかの施設において、別個の建物が別個の工場として使用するため異なる占有者に貸し付けられている場合、その施設を所有する者は、取り付け道路、排水、水道供給、照明、衛生などの共通の施設・設備およびサービスに責任を負うものとする。

(2) 主任監督官は、州政府の支配に従うことを条件として、施設所有者に(1)項の規定の履行につき命令を与える権限を持つ。

(3) 独立または自営のあらゆる施設においても、階または建物区分を別個の工場として用いるため、異なる占有者に貸し付けている場合、その施設の所有者は、工場の占有者または支配人である場合と同様に、以下に関する本法の規定違反に賠償責任があるものとする。

- (i) 便所、便器および洗浄設備用の共同の水供給維持に関する限り、便所、便器および洗浄設備；
- (ii) 所有者に属し、占有者による使用のため特定して委任されていない機械類、プラントの囲い；
- () 階または建物区分へ安全な接近手段、および階段、共同通路の維持および清掃；
- () 防火；
- () ホイストおよびエレベータの維持；
- () 施設に供されているその他のすべての共通施設・設備の維持。

(4) 主任監督官は、州政府の支配に従うことを条件として、施設所有者に(3)項規定の実行に関し命令する権限を持つ。

(5) 所有者の賠償責任に関する(3)項の規定は、あらゆる施設にあっても、共同の便所、便器および洗浄設備が付帯した独立室が、異なる占有者に別個の工場として貸与されている場合、適用される。

⁵ 1976 年法律 94 号により挿入 (w.e.f. 26.10.1976)

⁶ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

⁷ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

¹ 1954 年法律 25 号により 93 条を置換

(6) 主任監督官は、州政府の支配に従うことを条件として、第 46 条および第 48 条の規定実行に関し、(5)項に述べた所有者に命令する権限を持つ。

(7) あらゆる施設にあっても、部分、部屋、小屋が別個の工場として用いるため、異なる占有者に貸与されている場合、施設所有者は以下の規定に対する違反に賠償責任を負うものとする。

(i) 第 14 条および 15 条を除く第 章；

(ii) 第 22、23、27、34、35、36 条を除く第 章：

ただし、第 21、24、32 条の規定に関し、所有者の賠償責任は、これら規定が同人の支配下にある物品に係る部分のみとする。

さらに占有者は、自らに属し、または自らが供給したプラントまたは機械類に関し、第 章の規定順守に対する賠償責任を持つものとする。

() 第 42 条。

(8) 主任監督官は、州政府の支配に従うことを条件として、施設所有者に対し、(7)項規定の履行につき、命令する権限を持つ。

(9) (5)項および(7)項に関し、本法規定のため雇用全労働者数を算出する際は、施設全体を単一工場と見なす。]

第 94 条 再犯時の刑罰強化

¹[(1)もし、第 92 条による刑罰の対象である法律違反により有罪を宣告された人が、再び、同じ規定の違反を含む法律違反を犯した場合、続く有罪判決で ²[3 年以下]の禁固または ³[⁴[1 万ルピー]以上]で ⁵[20 万ルピー]以下の罰金のどちらか、または、その双方を課せられる：

⁶[ただし、裁判所は判決で言及した妥当、特別な理由により、⁷[1 万ルピー]以下の罰金を課することができる：

さらに第 章の規定または、同章または第 87 条に基づく規定の違反が、死亡または重大な身体的傷害を与える事故の原因となった場合、罰金は死亡事故であれば ⁸[3 万 5 千ルピー]以下、重大な身体的傷害事故であれば ⁹[1 万ルピー]以下とする。]

¹⁰[(2) (1)項の目的において、人が有罪判決を受けることになる法律違反行為日より 2 年以上過去の有罪判決は、認定の範囲外とする。]

第 95 条 監督官妨害に対する刑罰

本法により、または本法に基づいて与えられた権限を行使する監督官を意図的に妨害した

¹ 1976 年法律 94 号により 94 条を(1)項に変更 (w.e.f. 26.10.1976)

² 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

³ 同法により「1000 ルピーまで拡大できる」を置換

⁴ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

⁵ 同法により「1000 ルピーまで拡大できる」を置換

⁶ 同法により但し書きを置換

⁷ 同法により「1000 ルピーまで拡大できる」を置換

⁸ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

⁹ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

¹⁰ 1976 年法律 94 号により挿入 (w.e.f. 26.10.1976)

者、または監督官の要求に際し、本法またはそれに基づく規則により保存、保管中の登録簿その他の書類を提出しない者、工場の労働者を隠し、労働者と監督官との面会、または監督官による検査を妨げた者は、禁固または¹¹[1 万ルピー]以下の罰金、またはその双方を課せられる。

第 96 条 第 91 条による分析結果の不正公開に対する刑罰

本法により罰せられる犯罪を訴追する目的で必要な場合を除き、第 91 条によって行われた分析結果を公表または他人に明らかにした者は、¹² [6 ヶ月以下の]禁固または¹³[1 万ルピー]以下の罰金、またはその双方を課せられる。

¹⁴[第 96-A 条 第 41B、41C、41H 各条の規定違反に対する刑罰

(1) 第 41B、41C、41H 各条のいずれかの規定、またはそれに基づく規則の規定に従わず、または違反した者は、応諾拒否または違反に関し 7 年以下の禁固および 20 万ルピー以下の罰金を課せられ、応諾拒否または違反が継続する場合、最初の応諾拒否、違反の有罪判決が下った後、応諾拒否、違反が続く 1 日につき、5 千ルピー以下の罰金を追加して課せられるものとする。

(2) もし(1)項に述べた応諾拒否または違反が、判決後 1 年を超え継続する場合、違反者は 10 年以下の禁固により罰せられる。]

第 97 条 労働者による法律違反

(1) 第 111 条の規定に従い、もし工場に雇用されている労働者が本法の規定または、それに基づく規則の命令に背いて労働者に義務または賠償責任を課した場合、同人は¹[500 ルピー]以下の罰金により処罰される。

(2) (1)項により処罰される法律違反により、労働者が有罪判決を申し渡された場合、その工場の占有者または支配人は、防止にすべての合理的な措置を取らなかったことが証明されない限り、背反について法律違反の罪があるとは見なされない。

第 98 条 児童の二重雇用容認に対する刑罰

もし児童がすでにある工場で作業している日に別の工場で働いた場合、児童の両親または保護者、その児童の身柄を預かりまたは管理し、または児童の賃金から直接に利益を得ている者は²[2 ヶ月以下の]禁固または罰金³[1 千ルピー以下、またはその双方]を課せられる。

第 99 条 児童の二重雇用容認に対する刑罰

もし、児童がすでにある工場で作業している日に、別の工場で働いた場合、児童の両親または保護者、またはその児童の身柄を預かり、または管理し、または児童の賃金から直接、利益を得ている者は、その児童がこのような両親、保護者、人物の同意または黙過なしに作業したと裁判所が判断した場合を除き、⁴「1 千ルピー」以下の罰金を課せられる。

¹¹ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

¹² 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

¹³ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

¹⁴ 1987 年法律 20 号により挿入 (w.e.f 1.12 1987)

¹ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

² 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

³ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

⁴ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

第 100 条 ⁵[*****]

第 101 条 特定の場合における占有者または支配人の責任免除

工場の占有者または支配人が本法により罰せられる法律違反で告発された場合、当人が正式に異議を作成し、異議申し立てを行う意図を文書で 3 日以内に検察官へ通知すれば、実際の法律違反者であると当人が非難している他の者を、論告予定時に法廷へ出廷させる権利を持つ。また、もし法律違反行為が立証された後も、工場の占有者または場合によっては支配人が、以下を裁判所が満足する程度に証明した場合、

(a) 当人は本法を履行するために適切な努力を払った、

(b) その他の者は、当人の認識または同意、黙認なく、問題の法律違反を犯した、

他の者は法律違反に対する有罪判決を受け、工場の占有者または支配人である場合と同様に、刑罰を受けるものとし、その占有者または場合によっては支配人は、その違反に関する本法による賠償責任から解放される。

ただし、前述の立証を求めるさい、工場の占有者または場合によって支配人は、宣誓の上尋問され、その証言および自らを弁護するため要請した目撃者による証言は、検察官および彼が実際の犯人であると非難する者の立場に立つ反対尋問を受けるものとする。

さらに、もし、占有者または支配人が実際の法律違反者であると非難する者を、論告が行われる時間に裁判所に出廷させ得なければ、裁判所は 3 ヶ月を超えない間、聴聞を随時延期し、もし前述の期間が終了するまでに実際の違反者であると非難された者を裁判所に出廷させ得なければ、裁判所は占有者または支配人に対する論告を聴き、もし法律違反が証明されれば、その占有者または支配人に有罪判決を申し渡す。

第 102 条 命令を定める裁判所権限

(1) 工場の占有者または支配人が本法により罰せられる法律違反につき有罪宣告を受けた場合、裁判所は何らかの刑罰を与えるのに加えて、命令書で当人に命令に示す期限(裁判所が適切と考えれば、この期限を随時延長できる)内に、法律違反が起きた事例を改善するため示した措置を取ることを要求できる。

(2) (1)項により命令が出された場合、工場の占有者または場合によって支配人は、本法に基づき裁判所が認めた期間または延長期間(場合によって)を通じ、違反継続に関し賠償責任を負わない。しかし、もしこのような期間、または場合によっては延長された期間が終了した時に、裁判所命令が全面的に遵守されていないならば、占有者または場合によって支配人は、さらなる違反を犯したものとされ、このため裁判所により 6 ヶ月以内の禁固、または期間終了以後、命令が遵守されていない 1 日につき 100 ルピー以内の罰金、またはその双方が課せられる。

第 103 条 雇用に関する事実認定

もし食事時間または休息時間を除く時間中に、作業が進行しまたは機械類が作動中である時に、人が工場内で視認された場合、その者は被用者でないことが証明されるまで、本法およびそれに基づく規則の規定では、その時点で工場に雇用されていたと認定される。

¹[第 104 条 年齢に関する責任]

(1) もしある者が一定年齢に達していなければ、ある行為または不作為が本法により罰せられる法律違反である時、またその者が裁判所の見解で、反証がない限りその年齢以下であるとされた場合、その者が年齢未満でないことの立証責任は被告にあるものとする。

⁵ 1987 年法律 20 号により削除 (w.e.f 1.12 1987)

¹ 1987 年法律 20 号により挿入 (w.e.f 1.12 1987)

(2) 認定工場医がある労働者を検査し、その者が未成年であると判断した場合、その工場医の書面による陳述は、本法およびそれに基づく規則の目的上、その労働者の年齢の証拠として採択される。

第 104-A 条 実行可能な限界などの立証責任

何らかの行為を行う義務または要件の不作为を内容とする、本法の規定およびそれに基づく規則に背反した法律違反の訴訟手続きにおいて、義務または要件を満たす目的の対応が合理的に実行可能でなかった、場合によっては、実行可能な措置はすべて実施したと立証する責任は、行為を行う義務または要件に対応しなかった容疑を受けている者にある。]

第 105 条 法律違反の認定

(1) いかなる裁判所でも、監督官の申し立て、または文書による事前の同意なしに、本法に基づく法律違反を認定してはならない。

(2) ² 大統領府判事、または ³ 治安判事または第一級判事は、いずれも、本法に基づく法律違反を審理しない。

注

刑事訴訟法第 901 条 1 項から明らかな通り、治安判事は法律違反を、それが起きたとの疑いのみに基づいて認定できる。従って工場の主任監督官があらゆる方法で自分の申し立てを治安判事に伝えるかは重要でない。もし治安判事がそう判断すれば、何者かが主任監督官に代わって申し立てても、治安判事は法律違反を認定できる。治安判事は葉書または電報を受け取っただけでも、法律違反の発生を認定できる。法律には、告訴人が自らは申し立てを提出しないことを理由として、治安判事の法律違反の認定を阻止する規定はない。主任工場監督官が行った申し立ては、警察官以外の者から受け取った情報と同様に取り扱われ、刑事訴訟法第 190 条(1)項(c)の対象となる。主任工場監督官は、その申し立てを自ら提出する必要はなく、治安判事は監督官がたとえ口頭または文書通知で申し立てを行ったとしても、これを認定できる。工場法第 105 条(1)項の下で必要なのは、工場監督官による申し立てまたは工場監督官の事前の文書許可を含むことだけである。申し立てがこれらの必要条件を満たす場合、治安判事が申し立てを認定しても、治安判事の行動に対抗する法的異議はあり得ない。治安判事が申し立てを取り上げるか否かは、治安判事の裁量権の行使であり、また治安判事が申し立て採用を決めても「申し立てが適切に提出されなかった」と言うことはできない。 Gopi Nath Bhargava v. State 1977(35) FLR 182.

第 106 条 訴追手続きの制限

裁判所は、本法により罰することができるあらゆる法律違反も、監督官が法律違反容疑を知った日から 3 ヶ月以内に申し立てを行われたい限り、認定してはならない。

ただし、法律違反が監督官作成の命令書に対する不服従を内容とする場合、申し立ては、法律違反があったとされる日から 6 ヶ月以内に行われ得るものとする。

¹ 説明：本条の目的では、

- (a) 継続中の法律違反事案では、制限期間は法律違反が継続している各時点を参照して算定するものとする；
- (b) 工場の占有者または支配人の申し出により、何らかの行動遂行のため時間が与えられ、または延長された場合、制限期間はそのように供与または延長された時間が終了した

² 現在では首都圏判事または第一級司法判事（1973 年刑事訴訟法）

³ 現在では首都圏判事または第一級司法判事（1973 年刑事訴訟法）

¹ 1976 年法律 94 号により説明を挿入（w.e.f. 26.10.1976）

日から算定される。]

2 [第 106-A 条 法律違反に対し訴訟手続き等を取る裁判管轄権

プラントの操業について、本法またはそれに基づく規則の違反に関する裁判管轄権を認める目的において、プラントが現在置かれている場所が法律違反の発生場所と見なされる。]

注

工場法第 106 条が要求するのは、「申し立ては、主張される法律違反が監督官の知るところとなった日から 3 ヶ月以内に行われねばならない」ことであり、裁判所がこの期間内に法律違反を認定しなければならない、のではない。地方治安判事による申し立て受理は、工場主任監督官が地方治安判事へ申し立てをしたに等しい。同条は申し立てが本人によって行われることを要求していない。法律違反を構成する事実を述べ、行動を取るよう求めた治安判事宛書簡は適切な申し立てである。

本人が申し立てを提出する必要がなく、現在の事案で主任工場監督官が署名し、書留郵便で地方治安判事に送った書簡は、適切な申し立てである。State v. Rajendra Lal, Manager, Doab Sugar Mills 1977(35) FLR 178.

第 XI 章 補則

第 107 条 上訴 - (1)本法の規定に従い、監督官の命令書を送付された工場支配人または工場の占有者は、命令受領から 30 日以内に、これについて規定当局に上訴できる。その当局はこれに関し¹ [州]政府が定めた規則に従い、その命令を確認または修正、破棄できる。

(2) これに関し、上訴審当局は、² [州]政府（同政府は裁判所補佐人の支援による審理を許されない上訴等級を規定できる）の定めた規則に従い、裁判所補佐人の支援を得て上訴を審理することも可能であり、もし上告で要求されれば、裁判所補佐人の支援を得て上訴を審理しなければならない。裁判所補佐人の 1 名は上訴審当局および規定の関係産業を代表する団体の命令で任命されるものとする。ただしかかる団体により、上訴審理のため決定した日までに裁判所補佐人が任命されず、または任命された裁判所補佐人が当日の審理に出廷しなければ、上訴審当局は、欠席理由が適正である場合を除き、その裁判所補佐人または当局が適切と考えれば、裁判所補佐人の支援もなしに審理を進めることができる。

(3) ³ [州]政府がこれにつき定めることができる規則と、部分的な遵守または上訴審当局が課すことが妥当と考えた臨時的措置の履行状況とに従うことを条件として、上訴審当局は適切と考えれば、上告の対象となった命令を判決まで停止できる。

第 108 条 告知の掲示

(1) 本法により、または本法に基づいてあらゆる工場に掲示されるべき告知に加え、各工場は、本法とそれに基づく規則に従って作成された規則の要約、および監督官、認定工場医の住所、氏名を掲示しなければならない。

(2) 本法により、または本法に基づいて工場に掲示されるすべての告知は、英語および工場の大多数労働者が理解する言語とし、工場の主な入口または入口に近く、目立つ便利な場所に掲示するものとする。また告知は鮮明で読み易い状態に維持しなければならない。

(3) 主任監督官は工場支配人への命令書により、工場内に工場労働者の健康、安全または福祉に関する他の告知またはポスターの掲示を義務づけることができる。

² 1987 年法律 20 号により挿入 (w.e.f 1.12 1987)

¹ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

² 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

³ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

第 109 条 告知の送達

⁴[州]政府は本法による命令を工場の所有者、占有者または支配人に送達する方法を定めた規則を定めることができる。

第 110 条 対応の報告

⁵[州]政府はその見解により、本法の目的のため必要な、不定期または定期的な対応報告を工場の所有者、占有者または支配人に要求する規則を定めることができる。

第 111 条 労働者の義務

- (1) 工場の労働者は以下の行為を禁じられる。
 - (a) 工場労働者の健康、安全または福祉確保の目的で工場に備えられた機器、装置または他の物品に対する意図的な干渉またはその誤用、悪用
 - (b) 意図的または合理的な理由なしに、自分自身および他人に危険を及ぼす可能性がある、あらゆる行動
 - (c) 工場労働者の健康、安全または福祉確保の目的で工場に備えられた機器または他の物品使用の意図的な無視。
- (2) もし工場に雇用された労働者が、本条の規定または、それに基づく規則に違反した場合、その労働者は 3 ヶ月以下の禁固、または 100 ルピー以下の罰金または、その双方を課せられる。

¹[第 111-A 条 労働者の権利等

各労働者は以下の権利を持つ -

- (i) 労働者の作業時の健康および安全に関する情報を占有者から得る、
- (ii) 工場内で可能な限り訓練を受ける、または主任監督官により適正に認可され、労働者の健康および安全のため訓練を受ける訓練センターまたは機関で、訓練を受けるため占有者の後援を得る、
- (iii) 工場での自分の健康または安全保護のため、不適切な規定について直接または代表者を通じ監督官に指摘する .]

第 112 条 規則制定の一般的権限

²[州]政府は、本法の規定に基づいて定めねばならない、または定めることができる、または本法の目的に有効と考える事柄について、規則を定めることができる。

第 113 条 中央政府の指令発令権限

中央政府は本法の規定実施に関し、³ [州]政府に指令を出すことができる。

第 114 条 施設および便宜の無料化

第 46 条の規定に従い提供されるべき施設、または本法に基づいて占有者が供給すべき設備または機器について、労働者からは手数料または料金をも徴収してはならない。

⁴ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

⁵ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

¹ 1987 年法律 20 号により挿入 (w.e.f 1.12 1987)

² 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

³ 1950 年法律命令調整により「州」(provincial)を置換

第 115 条 規則の出版

⁴(1) 本法に基づいて定めた規則はすべて官報に公表され、従来からの公表の条件に従う。また 1897 年一般箇条法(1897 年法律 X 号)第 23 条(3)項の下で特定しなければならない日は、提案された規則草案の出版日から⁵ [45 日] 以下であってはならない。

⁶(2) 本法に基づいて州政府が定めた各規則は、制定後できる限り速やかに州議会へ提出しなければならない。]

第 116 条 政府工場への本法適用

他に定めがない限り、本法は中央その他政府に所属する工場に適用する。

第 117 条 本法に基づいて行動する者の保護

訴訟、告発またはその他の法的手続きは、本法の下で誠実に行われ、または誠実に行う意図で行われた行為について、あらゆる者に対しても提起してはならない。

第 118 条 情報の公開制限

(1) 監督官は、在職または離職後、職責を通じて知るに至った製造業または商業、作業工程に関する情報を、職務執行または本法の目的以外に公開してはならない。

(2) (1)項のあらゆる規定も、その事業または工程の所有者の文書による事前同意、または本法に従う法的手続き(調停を含む)、本法によるか否かにかかわらず取られた刑事訴訟手続き、または前述の手続きに関する報告の目的を持つ、あらゆる情報の公開にも適用されない。

(3) もし監督官が(1)項の規定に違反すれば、6 ヶ月以下の禁固、または 1000 ルピー以下の罰金、または双方を課せられる。

¹第 118-A 条 情報の公開制限

(1) 監督官は、本法の規定違反に関し、その注意を喚起するため届けられた苦情の提出元を機密として取り扱わなければならない。

(2) 監督官は、本法による現地調査を実施中に、占有者、支配人またはその代表へ、苦情受理に対応して調査していることを明かしてはならない。ただし苦情を申し立て人がその氏名公開に同意している場合、この項は適用されないものとする。

² [第 119 条 1970 年法律第 37 号の内容にかかわらず、本法は有効

本法の規定は、1970 年労働契約法(規制および廃止)³または現在有効な他のあらゆる法律]に含まれ、本法と相反するいかなるものにもかかわらず、効力を持つ。

第 120 条 廃棄および保留

本条に付帯する「表」に示された法規は、ここに廃棄する：

ただし、上述の法規により実施され、またもし本法が当時、効力を持っていた場合実施していたと考えられる行為は、本法により実施されたものと見なされる。

⁴ 1987 年法律 20 号により番号を変更 (w.e.f 1.12 1987)

⁵ 1987 年法律 20 号により置換 (w.e.f 1.12 1987)

⁶ 1987 年法律 20 号により挿入 (w.e.f 1.12 1987)

¹ 1987 年法律 20 号により挿入 (w.e.f 1.12 1987)

² 1950 年法律 35 号により、旧 119 条を廃止。1976 年法律 94 号により現在の 119 条を挿入 (w.e.f.26.10.1976)

³ 1987 年法律 20 号により挿入 (w.e.f 1.12 1987)

¹ [別表 1]
[第 2 条(cb)を参照]
危険な工程を含む産業リスト

1. 鉄金属産業
 - 製鉄、製鋼
 - 合金鉄
 - 特殊鋼
2. 非鉄金属産業
 - 亜鉛、鉛、銅、マグネシウムおよびアルミニウムの第一次製錬・精製業
3. 鑄造業(鉄および非鉄)
 - 鑄造および鍛造、砂およびショットブラスティングによる洗浄、平滑化および/または粗面化を含む
4. 石炭(コークスを含む)産業
 - 石炭、褐炭、コークス等
 - 燃料ガス(石炭ガス、発生炉ガス、水性ガスを含む)
5. 発電産業
6. パルプおよび製紙(紙製品を含む)産業
7. 肥料産業
 - 窒素系
 - 磷酸塩系
 - 複合
8. セメント産業
 - ポルトランドセメント
9. 石油産業
 - 石油精製
 - 潤滑油およびグリース
10. 石油化学産業
11. 薬品および医薬産業
 - 麻薬、薬品、医薬
12. 発酵産業(蒸留所および醸造所)
13. ゴム(合成)産業
14. 塗料および顔料産業
15. 皮なめし産業
16. 電気めっき産業
17. 化学産業
 - コークス炉副産物およびコールタール蒸留産品
 - 工業用ガス(窒素、酸素、アセチレン、アルゴン、炭酸ガス、水素、亜硫酸ガス、オゾン等)
 - 工業用炭素
 - アルカリおよび酸
 - クロム酸塩および重クロム酸塩
 - 鉛および鉛化合物
 - 電気化学製品(金属ナトリウム、金属カリウムおよび金属マグネシウム、塩素酸塩、過塩素酸塩、過酸化物)

¹ 1987 年法律 20 号により挿入 (w.e.f. 1.12.1987)

- 電熱製品(人工研磨剤、炭化カルシウム)
 - 窒素化合物(シアン化物、サイアナミドおよび他の窒素化合物)
 - 燐およびその化合物
 - ハロゲンおよびハロゲン化合物(塩素、フッ素、臭素および沃素)
 - 爆薬(産業用爆薬、雷管、導火線を含む)
18. 殺虫剤、殺菌剤、除草剤およびその他の害虫駆除剤産業。
 19. 合成レジンおよび合成樹脂
 20. 人造繊維(セルロース系、非セルロース系)産業
 21. 電力用電池の製造および修理
 22. ガラスおよびセラミックス
 23. 金属研磨および艶出し
 24. アスベストおよびアスベスト製品の製造、取り扱い、処理
 25. 植物、動物からの油脂抽出
 26. ベンゼンおよびベンゼン含有物の製造、取り扱い、および使用
 27. 二硫化炭素にかかわる製造工程および作業
 28. 中間物質を含む、染料および染料剤
 29. 高度に引火性な液体およびガス。]

1 [別表 2
(第 41 条-F 参照)
作業環境におけるある化学物質の許容限界値

許容される曝露の限度

物質	時間加重平均濃度 (TWA) (8 時間)		短期曝露 限界(15 分)	
	ppm	mg/m ^{3**}	ppm	mg/m ^{3**}
(1) アセトアルデヒド	100	180	150	270
(2) 酢酸	10	25	15	37
(3) アセトン	750	1,780	1,000	2,375
(4) アクロレイン	0.1	0.25	0.3	0.8
(5) アクリロニトリル-皮膚(S.C.)	2	4.5	---	---
(6) アルドリン - 皮膚	---	0.25	---	---
(7) 塩化アリル	1	3	2	6
(8) アンモニア	25	18	35	27
(9) アニリン - 皮膚	2	10	---	---
(10) アニシディン(o.p-異性体) - 皮膚	0.1	0.5	---	---
(11) 砒素および可溶性化合物(As とし)	---	0.2	---	---
(12) ベンジン(S.C.)	10	30	---	---
(13) ベリリウムおよびベリリウム化合物(Be として)(S.C.)	---	0.002	---	---
(14)ボロントリフルオライドC	1	3	---	---
(15)臭素	0.1	0.7	0.3	2
(16)ブタン	800	1,900	---	---
(17)2-ブタノン(メチル エチル ケトン - MEK)	200	590	300	885
(18)n ブチルアセテート	150	710	200	950
(19)n - ブチルアルコール - 皮膚 - C	50	150	---	---
(20)第 2 / 第 3 ブチルアセテ - ト	200	950	---	---
(21)ブチルチオール	0.5	1.5	---	---
(22)カドミウム粉末、同塊(cd として)	---	0.05	---	---
(23)酸化カルシウム	---	2	---	---
(24)カーバリル(セビン)	---	5	---	---
(25)カルボフラン(フラダン)	---	0.1	---	---
(26)二硫化炭素 - 皮膚	10	30	---	---
(27)一酸化炭素	50	55	400	440
(28)四塩化炭素 - 皮膚(S.C.)	5	30	---	---
(29)クロルデン - 皮膚	---	0.5	---	2
(30)塩素	1	3	3	9
(31)クロロベンゼン(モノクロロベンゼン)	75	350	---	---
(32)クロロフォルム(S.C.)	10	50	---	---
(33)ビス(クロロメチル)エーテル(H.C.)	0.001	0.005	---	---
(34)クロム酸およびクロム酸塩(Cr として)	---	0.05	---	---

¹ 1987 年法律 20 号により挿入 (w.e.f. 1.12.1987)

(35)第一クロム塩 (Cr として)	---	0.5	---	---
(36)銅ヒューム	---	0.2	---	---
(37)棉粉じん、未加工	---	0.2*	---	---
(38)クレゾール、全異性体 - 皮膚	5	22	---	---
(39)シアン化物(CN として) 皮膚	---	5	---	---
(40)シアノーゲン	10	20	---	---
(41)DDT(ジクロロジフェニルトリクロロエタン)	---	1	---	---
(42)デメトン - 皮膚	0.01	0.1	---	---
(43)ダイアジノン - 皮膚	---	0.1	---	---
(44)フタル酸ジブチル	---	5	---	---
(45)ジクロロボス(DDVP) 皮膚	0.1	1	---	---
(46)ジエルドリン - 皮膚	---	0.25	---	---
(47)ジニトロベンゼン(全異性体) 皮膚	0.15	1	---	---
(48)ジニトロトルエン - 皮膚	---	1.5	---	---
(49)ジフェニル(ビフェニル)	0.2	1.5	---	---
(50)エンドサルファン(チオダン) 皮膚	---	0.1	---	---
(51)エンドリン - 皮膚	---	0.1	---	---
(52)酢酸エチル	400	1,400	---	---
(53)エチルアルコール	1,000	1,900	---	---
(54)エチルアミン	10	18	---	---
(55)フッ化物<Fluoride>(F として)	---	2.5	---	---
(56)フッ化物 <Fluorine>	1	2	2	4
(57)フォルムアルデヒド(S.C.)	1.0	1.5	2	3
(58)蟻酸	5	9	---	---
(59)ガソリン	300	900	500	1,500
(60)ヒドラジン - 皮膚(S.C.)	0.1	0.1	---	---
(61)塩化水素 - C	5	7	---	---
(62)シアン化水素 - 皮膚 - C	10	10	---	---
(63)フッ化水素(F として)	3	2.5	---	---
(64)過酸化水素	1	1.5	---	---
(65)硫化水素	10	14	15	21
(66)沃素 - C	0.1	1	---	---
(67)酸化鉄ヒューム(Fe ₂ O ₃)(Fe として)	---	5	---	---
(68)酢酸イソアミル	100	525	---	---
(69) イソアミルアルコール	100	360	125	450
(70)イソブチルアルコール	50	150	---	---
(71)鉛、無機、粉じんおよびヒューム(Pb として)---	---	0.15	---	---
(72)リンデン - 皮膚	---	0.5	---	---
(73)マラチオン<商標名> - 皮膚	---	10	---	---
(74)マンガン(Mn として)粉じんおよび化合物 - C---	---	5	---	---
(75)マンガンヒューム(Mn として)	---	1	---	0.3
(76)水銀(Hg として) - 皮膚 -				
(i) アルキル化合物	---	0.01	---	0.03
(ii) アルキル蒸気を除く全形状	---	0.05	---	---
(iii) アリルおよび無機化合物	---	0.1	---	---
(77)メチルアルコール(メタノール) 皮膚	200	260	250	310

(78)メチルセロソルブ(2-メトキシエタノール - 皮膚)	5	16	---	---
(79)メチルイソブチルケトン	50	205	75	300
(80)メチルイソシアネート - 皮膚	0.02	0.05	---	---
(81)ナフタレン	10	50	15	75
(82)ニッケルカルボニル(Niとして)	0.05	0.35	---	---
(83)硝酸	2	5	4	10
(84)窒素酸化物	25	30	---	---
(85)ニトロベンゼン - 皮膚	1	5	---	---
(86)二酸化窒素	3	6	5	10
(87)鉱物油ミスト	---	5	---	10
(88)オゾン	0.1	0.2	0.3	0.6
(89)パラチオン - 皮膚	---	0.1	---	---
(90)フェノール - 皮膚	5	19	---	---
(91)ホレート(Thimet) - 皮膚	---	0.05	---	0.2
(92)ホスゲン(カルボニルクロライド)	0.1	0.4	---	---
(93)ホスフィン	0.3	0.4	1	1
(94)燐酸	---	1	---	3
(95)燐(黄色)	---	0.1	---	---
(96)五酸化燐	0.1	1	---	---
(97)ホスホラストリクロライド	0.2	1.5	0.5	3
(98)ピクリン酸 - 皮膚	---	0.5	---	0.3
(99)ピリジン	5	15	---	---
(100)シラン(シリコンテトラヒドライド)	5	7	---	---
(101)水酸化ナトリウム C	---	2	---	---
(102)スチレン、モノマー(フェニルエチレン)	50	215	100	425
(103)二酸化硫黄	2	5	5	10
(104)サルファヘキサフロライド	1,000	6,000	---	---
(105)硫酸	---	1	---	---
(106)四エチル鉛(Pbとして) - 皮膚	---	0.1	---	---
(107)トルエン(トルオール)	100	375	150	560
(108)オルト - トルイジン-皮膚(S.C.)	2	9	---	---
(109)トリブチルフォスフェート	0.2	2.5*	---	---
(110)トリクロロエチレン	50	270	200	1,080
(111)ウラニウム、天然(Uとして)	---	0.2	---	0.6
(112)塩化ビニル(H.C.)	5	10	---	---
(113)溶接ヒューム	---	5	---	---
(114)キシレン(o-,m-,P-異性体)	100	435	150	655
(115)酸化亜鉛				
(i) ヒューム	---	5.0	---	10
(ii) 粉塵(総粉塵として)	---	10.00	---	---
(116)ジルコニウム化合物	---	5	---	10

*垂直式のコットンサンプラーで採取した綿毛を含まない粉塵。

ppm：摂氏 25 度・大気圧 760 ミリ水銀柱 (torr) での空気量 100 万単位当たりの汚染物質の蒸気またはガス体積量。

MG/M³ : 大気 1 立方メートル当たりの物質のミリグラム。

*連続した曝露の間に、少なくとも 60 分の間隔を置き、1 日 4 回以下。

$$**:\text{mg} / \text{m}^3 = \frac{\text{分子量}}{24.45} \times \text{ppm}$$

! 垂直式のコットンサンプラーで採取した綿毛を含まない粉塵。

C : 上限値を示す

皮膚 : 粘液質膜および眼を含む皮膚経路により、曝露の総体に潜在的影響を与えることを示す。

S.C. : 人に対して発癌性の疑いのある物質。

.C.: 人に対して発癌性が確認された物質。

物質	許容される時間荷重平均濃度 (TWA)(8 時間)
シリカ、SiO ₂	
(a)結晶質	
(i)石英	
	10600
(1)粉塵カウントでは	mppcm
	%石英 + 10
	10
(2)吸入性粉塵では	mg / m ³
	%吸入性石英 + 2
	30
(3)総粉塵では	mg / m ³
	%石英 + 10
(ii)クリストバルライト	石英に与えた限度の半分
(iii)トリジマイト	石英に与えた限度の半分
(iv)遊離珪酸	石英と同じ限度
(v) トリポリ	石英に与えた(2)項の方程式と同じ限度
(b)不定形珪酸塩	全粉塵につき 10mg / m ³
アスベスト(H.C.)	*2 繊維 / m1、長さで 5 ミクロン、幅 3 ミクロン以下
ポルトランドセメント	1%以下の石英を含む全粉塵につき 10mg / m ³
炭塵	5%以下の石英を含む吸入性粉塵につき 2mg / m ³

mppcm - 1 立方メートル当たり 100 万個、(空気中の粉塵を採取する)インピンジャー装置によるサンプルを、光場(ライト・フィールド)技術で計量する。

* メンブランフィルター法により、倍率 400-450 倍(4mm 検体)位相差照明で決定

「呼吸される粉塵」-次の特性を持つサイズ・セレクトラを通過する粒子 :

空力学相当径(CM)(単位密度圏) 通過パーセンテージ・セレクトラ (%)

2

90

2.5
3.5
5.0
10

75
50
25
0

別表 3
(第 89、90 条参照)
通知しなければならない疾病表

1. 鉛中毒（鉛およびその化合物による中毒ならびにその後遺症を含む）
2. 四エチル鉛中毒.
3. 燐中毒またはその後遺症.
4. 水銀中毒またはその後遺症.
5. マグネシウム中毒またはその後遺症.
6. 砒素中毒またはその後遺症.
7. 三価窒素ヒュームによる中毒.
8. 二硫化炭素中毒.
9. ベンゼン中毒、その同族体、ニトロ基およびアミド誘導体の中毒、またはその後遺症を含む.
10. クロム潰瘍、またはその後遺症.
11. 炭疽.
12. 珪肺.
13. ハロゲンまたは、炭化水素または脂肪族のハロゲン誘導体、による中毒.
14. 以下による病理的症状.
 - (a)ラジウムまたは、その他の放射性物質.
 - (b)X線.
15. 皮膚の第 1 期上皮腫瘍.
16. 中毒性貧血.
17. 毒物による中毒性黄疸.
18. 鉱物油および鉱物油基を含む化合物に由来する油性の座瘡または皮膚炎.
19. ビシノーシス（綿肺症）
20. 石綿症.
21. 化学製品および塗料との直接接触に起因する職業的または接触による皮膚炎，これには主因となる刺激物およびアレルギー過敏をもたらすものとの 2 種類がある.
22. 騒音に誘発された聴覚損失(高い騒音水準への曝露).
23. ベリリウム中毒 .
24. 一酸化炭素.
25. 炭鉱採炭夫の塵肺.
26. ホスゲン中毒
27. 職業的癌.
28. イソシアン酸塩中毒.
29. 中毒性腎炎